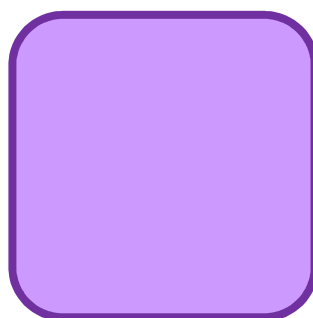
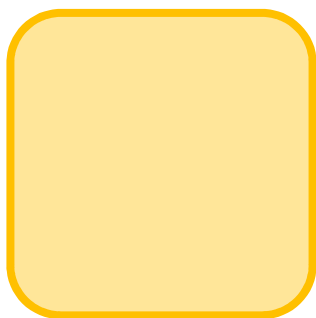
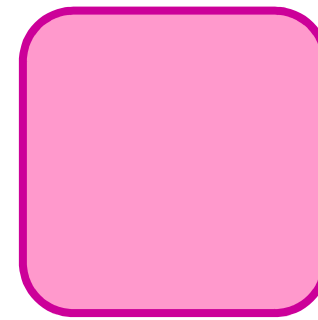
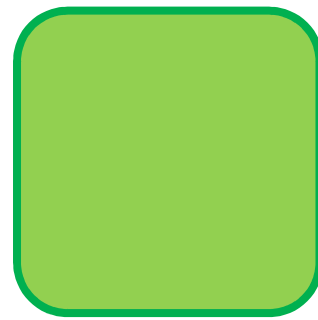
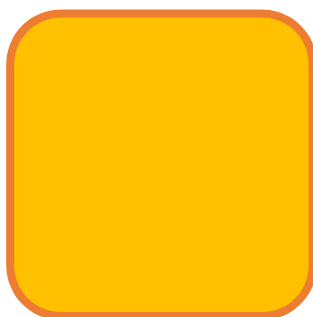
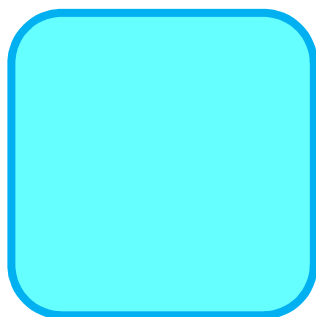


東松山市公共施設等総合管理計画



平成28年12月
(令和4年3月改訂)
東松山市

目次

第 1 章 公共施設等総合管理計画について	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画期間	2
4. 計画の対象施設	3
第 2 章 東松山市の現状と見通し	
1. 人口動向	5
2. 財政状況（一般会計）	6
第 3 章 東松山市の公共施設等の現状と見通し	
1. 公共建築物の現状	7
2. 都市基盤施設の現状	9
3. 過去に行った対策の実績	14
4. 有形固定資産減価償却率の推移	15
5. 公共施設等の将来の更新費用等に係る試算	16
6. 公共施設の利用状況等の変化	19
7. 市民意識調査の結果	20
第 4 章 東松山市の目指す方向性	23
第 5 章 公共施設等を取り巻く環境と期待される役割	
1. 公共施設等を取り巻く環境と課題	24
2. 公共施設等に期待される役割	25
第 6 章 公共施設等マネジメントの基本的な考え方	
1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	27
2. 公共施設等の管理に係る方針	28
3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	31
第 7 章 計画推進に向けた取組	58

第1章 公共施設等総合管理計画について

1. 計画策定の趣旨

本市では、昭和 55 年（1980 年）以降、人口の増加や都市の発展に伴い、学校や庁舎、病院等の「公共建築物」、道路や橋梁等の「都市基盤施設」（以下「公共施設等」という。）を大量に整備してきました。これらの施設が建築後 30 年から 40 年を経過し、多くの公共施設等が一斉に大規模改修¹や更新の時期を迎え、多額の費用を要することが見込まれています。

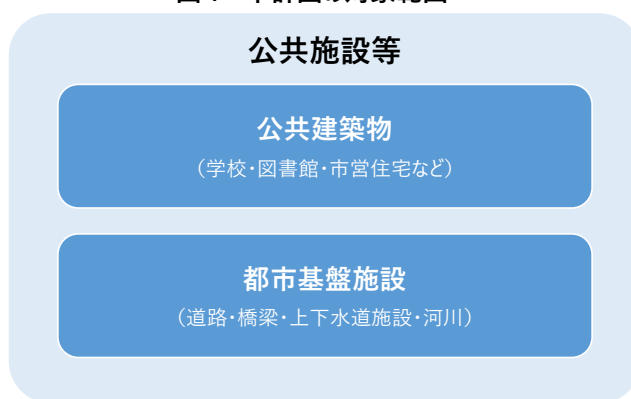
また、人口減少・少子高齢化をはじめとするさまざまな社会状況の変化によって、財政状況は厳しさを増しており、公共施設等の維持管理・更新費用をいかにして適正な水準に抑えていくかが喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、平成 28 年（2016 年）12 月に公共施設等の長寿命化や多機能化の検討を含む総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針として「東松山市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。また、平成 31 年（2019 年）4 月には、様々な都市機能や住宅が集積することで市民が徒歩で公共施設を含む各種施設を利用することができるコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを推進する「東松山市立地適正化計画」を策定、令和 2 年度（2020 年度）までに総合管理計画で定めた方針等に基づき、施設の改修・更新等を進めるための実施計画である個別施設計画を策定しました。このように、市民が公共施設等を安全で安心して利用できるよう、中長期的な視点に立った適切な維持管理を行うとともに、市民サービスの向上に取り組んできました。

この間、人口減少・少子高齢化に加え、科学技術・情報通信技術の更なる発達による「Society5.0²」の台頭や社会のデジタル化の進展、新型コロナウイルス感染症の流行による「新しい生活様式」への移行等、社会状況は更なる変化を見せており、令和 3 年（2021 年）1 月には「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」が国より示され、社会状況の変化とこれまでに策定した個別施設計画の内容や点検・診断の結果等を踏まえて総合管理計画を見直すことを要請しています。

「東松山市公共施設等総合管理計画（改訂版）」（以下「本計画」という。）では、総合管理計画策定以後の本市の公共施設等に関する取組や社会状況の変化を踏まえ、公共施設等の中長期的な維持管理、更新、長寿命化、多機能化等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を更新するものです。

図 1 本計画の対象範囲



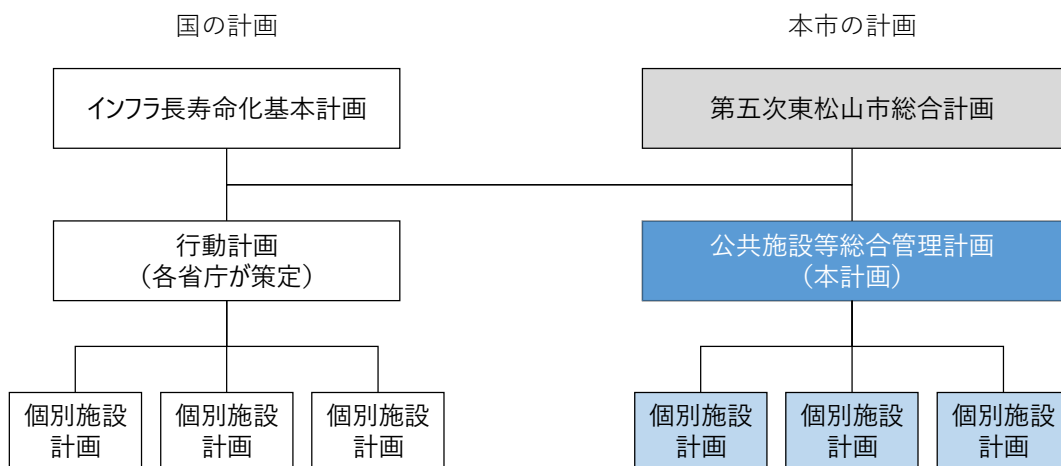
¹ 建物の性能や機能を建築初期よりも高め、建物の資産価値を向上させるための工事のこと

² 仮想空間と現実空間を高度に融合させ、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと

2. 計画の位置付け

本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画³」に基づき、本市の最上位計画である「第五次東松山市総合計画⁴」との整合を図り、公共施設等の各分野の個別施設計画と連携した計画として位置付けます。

図2 本計画の位置付け



3. 計画期間

本計画では、公共施設等の耐用年数が数十年に及び中長期的な視点が不可欠となることから、35年後の令和38年度を見据え、平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）の10年間を計画期間とします。

原則として10年ごとに見直すこととしますが、本市を取り巻く社会経済状況の変化や国の政策動向などに柔軟に対応するため、必要に応じて適宜見直すこととします。

図3 本計画の計画期間

2017年度 (H29) ~ 2026年度 (R8)	2027年度 (R9) ~ 2036年度 (R18)	2037年度 (R19) ~ 2046年度 (R28)	2047年度 (R29) ~ 2056年度 (R38)
第1次 (10年間)	第2次 (10年間)	第3次 (10年間)	第4次 (10年間)

³ 国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的維持管理・更新等を推進するための計画のこと

⁴ 地方自治体が総合的かつ計画的な行政運営を行なっていくための基本となる計画のこと

4. 計画の対象施設

本計画は、公共施設等の維持管理・更新の方向性を示すものであり、本市が所有する施設全体を把握する必要があることから、対象とする施設は、学校や庁舎、病院等の公共建築物だけでなく、道路や橋梁等の都市基盤施設も含むこととします。公共建築物と都市基盤施設の分類は下表のとおりです。

表1 本計画の対象となる公共建築物と都市基盤施設の分類

区分	大分類	中分類	施設
公共建築物 【10分類】	行政系施設	庁舎等	・ 市役所 ・ 総合会館 ・ 上下水道庁舎
		消防施設	・ 分団詰所兼車庫
		その他行政施設	・ ステーションビル ・ 防犯センター ・ 文書庫 ・ 倉庫 ・ 高坂区画整理事務所 ・ 防災倉庫
	市民文化系施設	コミュニティ施設	・ 市民活動センター ・ コミュニティセンター ・ 集会所
		文化施設	・ 市民文化センター
		産業系施設	・ 創業支援センター
		図書館	・ 図書館
		その他市民文化施設	・ 埋蔵文化財センター ・ きらめき市民大学
	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	・ 総合福祉エリア ・ 市民健康増進センター ・ 市民福祉センター ・ 老人福祉センターすわやま荘 ・ シルバー人材センター
		障害者福祉施設	・ 障害者生活支援センター ・ 障害者就労支援センターザック
		保健施設	・ 保健センター
	子育て支援施設	保育園	・ 保育園
		幼児・児童施設	・ 子育て支援センター ・ きらめきクラブ
	学校教育系施設	学校	・ 小学校 ・ 中学校
		その他教育施設	・ 学校給食センター ・ 総合教育センター

区分	大分類	中分類	施設
公共建築物 【10分類】	スポーツ・ 観光系施設	スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動場 ・ 陸上競技場 ・ 野球場 ・ サッカー場 ・ 体育館 ・ 武道場 ・ 弓道場 ・ 庭球場 ・ ソフトボール場 ・ ウォーキングセンター
		観光施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化石と自然の体験館 ・ 農林公園 ・ くらかけ清流の郷
	公園系施設	公園施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園内トイレ ・ 東屋等
		その他施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆便所
	廃棄物処理施設	廃棄物処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ クリーンセンター ・ 西本宿不燃物等埋立地 ・ 環境センター
	住宅施設	市営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅
	病院施設	病院施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民病院 ・ 旧看護師宿舎
都市基盤施設 【4分類】	道路・橋梁	道路・橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路 ・ 橋梁
	上水道施設	上水道施設（建築物）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄水場 ・ 配水場 ・ 調整場
		上水道管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導水管 ・ 送水管 ・ 配水管 ・ 給水管
	下水道施設	下水道施設（建築物）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化センター ・ ポンプ場
		下水道管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管渠
	河川	河川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準用河川、樋管
		水路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水路
		池沼	<ul style="list-style-type: none"> ・ ため池、調整池

第2章 東松山市の現状と見通し

1. 人口動向

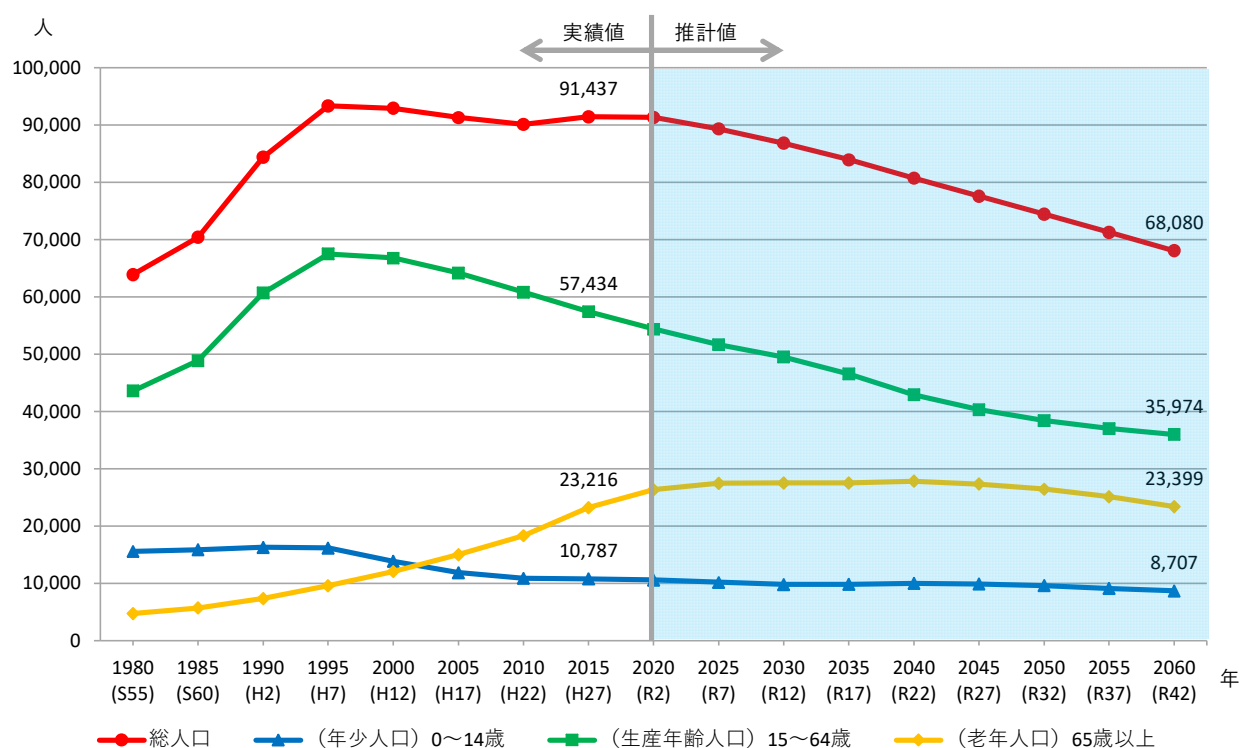
本市の人口動向については、過去の国勢調査の結果や国立社会保障・人口問題研究所の推計値等を基に人口の推移と将来推計が「東松山市人口ビジョン（令和2年度改訂版）」として作成されています。

本市の総人口は、平成7年（1995年）頃の約9.3万人をピークに減少に転じ、令和42年（2060年）頃には約6.8万人へ減少すると推計されており、平成27年（2015年）からの減少率は25.5%となると見込まれています。近年は社会増⁵で推移していたため、若干の人口増となる年もありましたが、今後は、人口減少のペースが加速すると予想されています。

また、年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）においても、平成7年頃をピークに減少に転じ、今後も減少傾向が続くことが予想されています。

一方で老年人口（65歳以上）は、今後も当面の間増加する見込みであり、少子高齢化が急速に進むことが予想されます。

図4 本市の総人口及び年齢3区分別人口の推移及び推計



出典：東松山市人口ビジョン（令和2年度改訂版）

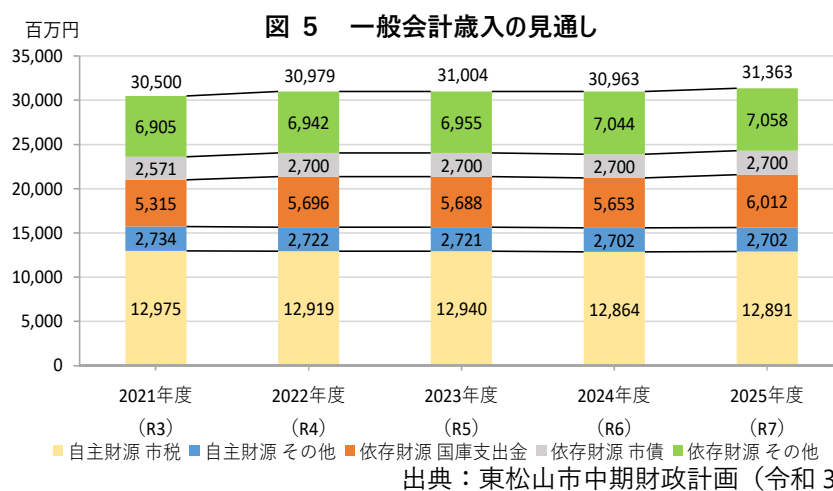
⁵ 他地域からの転入と他地域への転出の差によって生じる人口の増加のこと

2. 財政状況（一般会計）

本市の財政状況について、過去の実績や国の推計値等を基に「東松山市中期財政計画」を作成しており、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2026年度）までの5年間について、一般会計の歳入・歳出を推計しています。

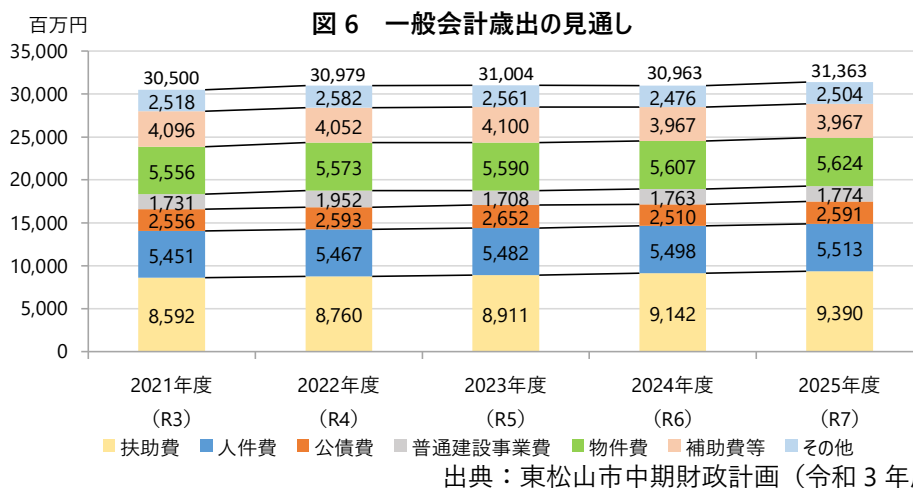
(1) 歳入の状況

5年間の歳入について、国庫支出金等の依存財源⁶の増加が見込まれる一方で、自主財源⁷は横ばいと見込まれ、歳入の総額としては増加傾向にあると予想されます。



(2) 歳出の状況

5年間の歳出について、扶助費⁸等の義務的経費⁹は、今後も増加傾向が続くものと予想されます。



⁶ 地方交付税や国庫支出金等、国や都道府県から支給される財源のこと

⁷ 地方税や施設利用料等、地方公共団体が独自に調達する財源のこと

⁸ 児童、高齢者、障害者、生活困窮者等に対して行う支援に要する経費のこと

⁹ 人件費、扶助費、公債費等、任意に削減できない経費のこと

第3章 東松山市の公共施設等の現状と見通し

1. 公共建築物の現状

(1) 施設分類別の保有状況

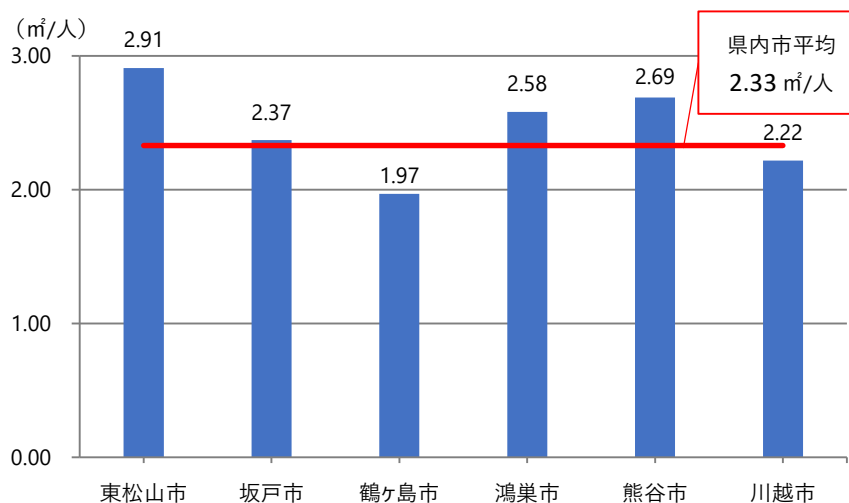
令和3年（2021年）3月31日現在における本市の公共建築物の保有状況を施設分類別に整理すると、198施設、491棟の建物があり、延床面積の総合計は約250千㎡となっています。延床面積の内訳は学校教育系施設が46.6%と最も多く、次いで市民文化系施設が11.7%、住宅施設が9.8%、行政系施設が8.4%の順となっています。

また、令和元年度（2019年度）の本市と近隣市の人口一人当たりの公共施設保有量を比較すると、本市は近隣市の中でも高く、県内市平均2.33㎡/人と比べても高い数値となっています。

表2 施設分類別の公共建築物の保有状況

分類	施設数（施設）		建物数（棟）		延床面積（㎡）	
行政系施設	52	26.3%	68	13.8%	21,119	8.4%
市民文化系施設	19	9.6%	57	11.6%	29,324	11.7%
保健・福祉施設	9	4.5%	28	5.7%	14,602	5.8%
子育て支援施設	12	6.1%	20	4.1%	6,074	2.4%
学校教育系施設	18	9.1%	134	27.3%	116,455	46.7%
スポーツ・観光系施設	19	9.6%	34	6.9%	12,687	5.1%
公園系施設	60	30.3%	94	19.2%	1,751	0.7%
廃棄物処理施設	3	1.5%	13	2.6%	8,955	3.6%
住宅施設	4	2.0%	32	6.5%	24,415	9.8%
病院施設	2	1.0%	11	2.3%	14,619	5.8%
総計	198	100.0%	491	100.0%	250,001	100.0%

図7 令和元年度の近隣市との人口一人当たりの公共施設保有量の比較



出典：公共施設総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表（令和3年3月31日現在）

(2) 公共建築物の老朽化状況

本市の公共建築物の年度別整備状況（建物数、延床面積）を施設分類別に整理すると、老朽化が懸念される建築後30年以上経過している施設について、建物数は162棟で、全体の33.0%となっていますが、延床面積では138,468㎡となり、全体の55.4%を占めています。

図8 公共建築物の年度別の整備状況（建物数）

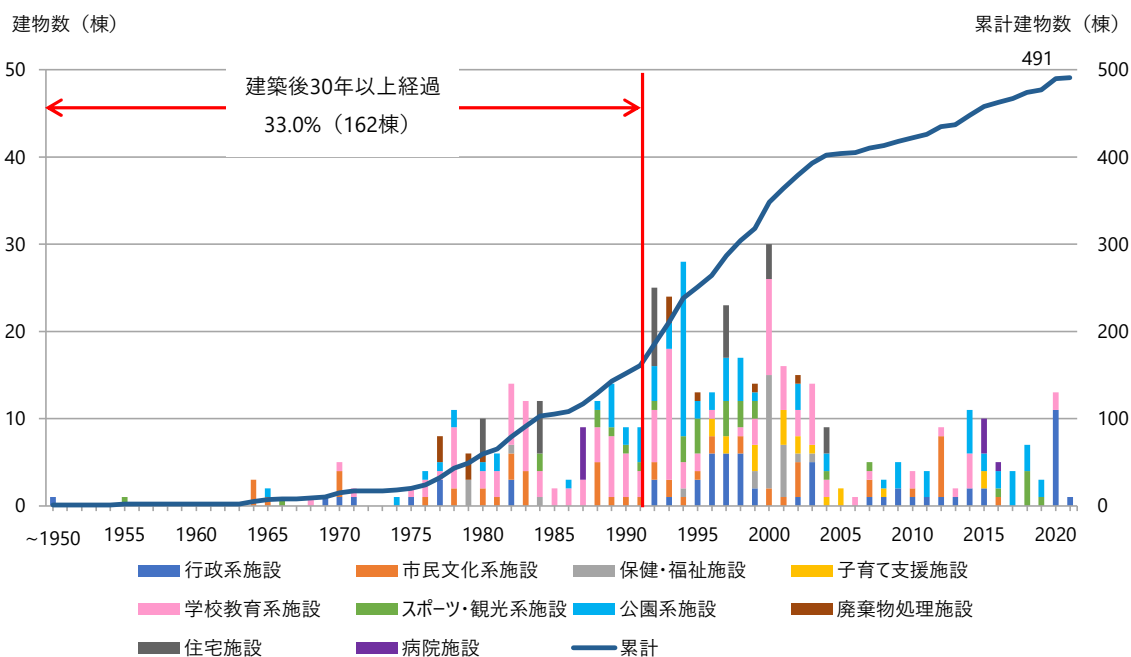
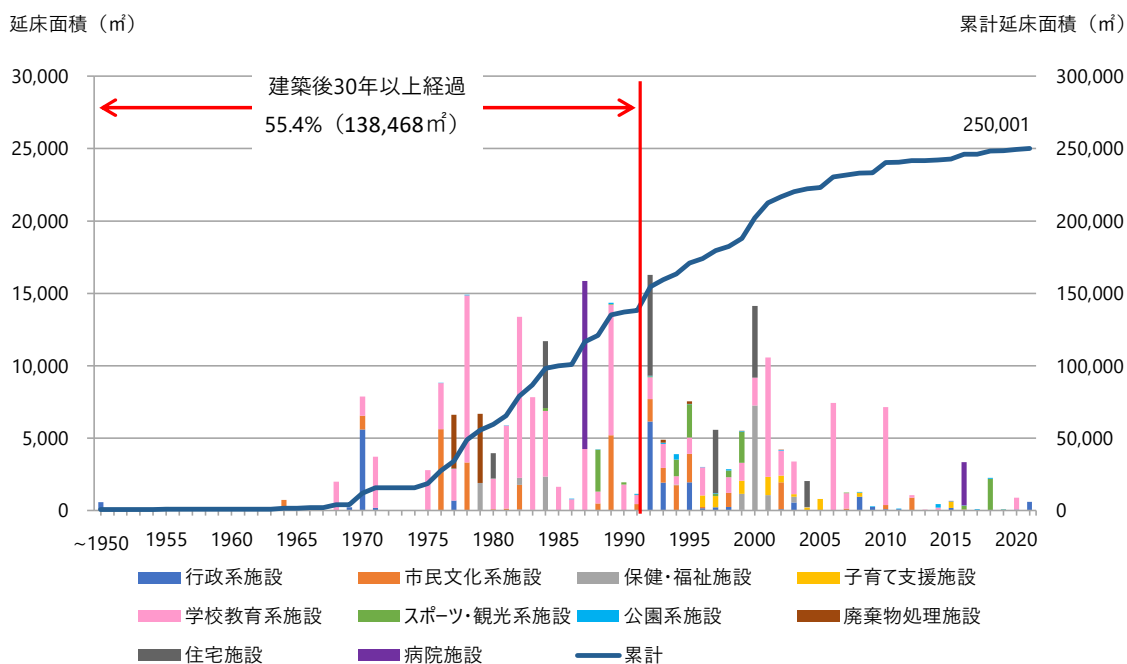


図9 公共建築物の年度別の整備状況（延床面積）



2. 都市基盤施設の現状

(1) 道路

本市が管理する道路は、令和 3 年（2021 年）3 月 31 日現在、道路実延長が約 965 km、道路面積が約 4,413 千㎡となっています。このうち、その他の市道（幹線道路以外の市道）は道路実延長が約 822 km（85.1%）、道路面積が約 3,079 千㎡（69.8%）と最も大きな割合を占めています。

表 3 種別の道路の保有状況

種別	道路実延長 (m)		道路面積 (㎡)	
幹線道路 (1 級・2 級)	134,974	14.0%	1,289,098	29.2%
その他の市道	822,267	85.1%	3,078,582	69.8%
自転車歩行者道	8,236	0.9%	45,540	1.0%
合計	965,477	100.0%	4,413,220	100.0%

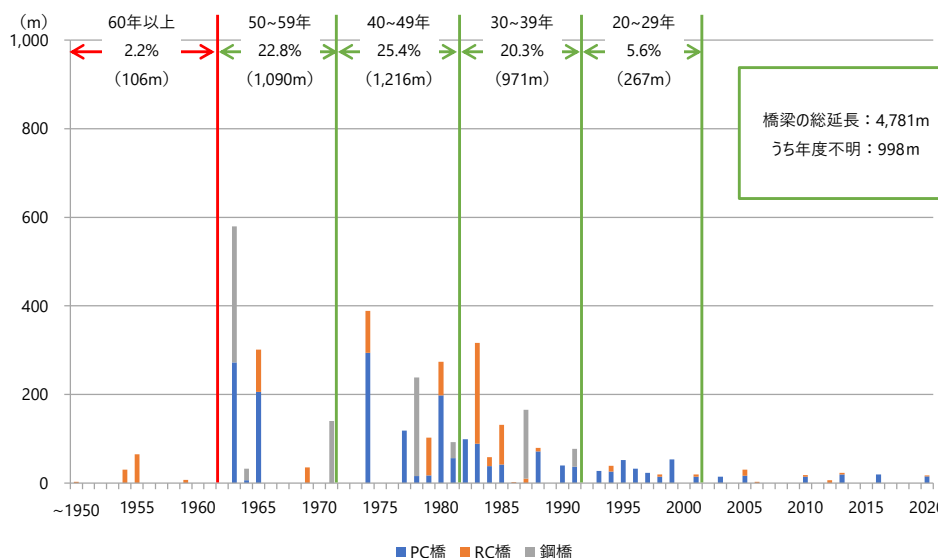
出典：建設管理課資料

(2) 橋梁

本市が管理する橋梁は、令和 3 年（2021 年）3 月 31 日現在、281 橋あり、総橋梁延長は 4,781m となっています。

経年状況は、建設後 40 年以上 50 年未満の橋が 25.4%（1,216m）と最も多くなっています。耐用年数の 60 年を超えるものは 2.2%（106m）ですが、30 年後には全体の 70.8%（3,383m）となり、老朽化した橋梁の増加が見込まれることから、平成 24 年度（2012 年度）に「東松山市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、計画的な修繕¹⁰を実施しています

図 10 橋梁の年度別の整備状況



出典：道路課資料

¹⁰劣化や不具合が生じた部位に対し修理や取替等によって性能を建設当初の水準にまで戻すこと

(3) 上水道施設

本市の水道普及率は、令和 3 年（2021 年）3 月 31 日現在、99.9%となっており、上水道管の総延長は約 351 km（給水管を除く）に及んでいます。

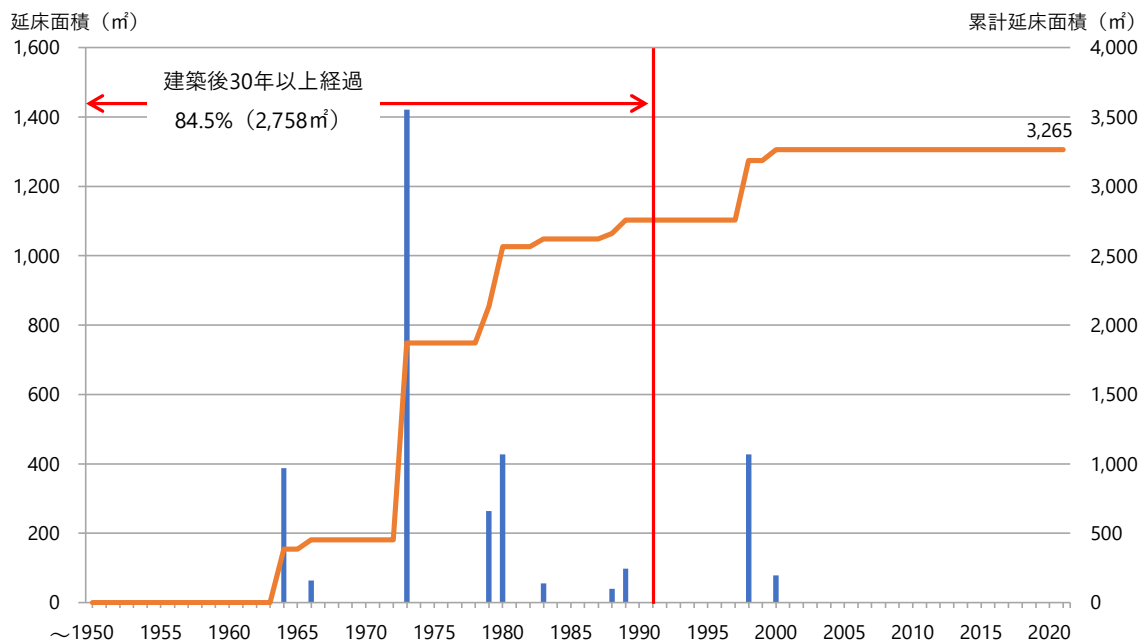
経年状況は、建築後 30 年以上経過している上水道施設（建築物）の延床面積は約 2,758 m²であり、全体の 84.5%となっています。耐用年数の 40 年を超える上水道管は 23.1%（約 81 km）ですが、20 年後には全体の 64.2%（約 226 km）となり、老朽化した上水道管の増加が見込まれることから、「東松山市水道事業アセットマネジメント」に基づき、計画的な更新を実施しています。

表 4 上水道施設（建築物）の保有状況

施設分類	施設数（施設）	建物数（棟）	延床面積（m ² ）
上水道施設（建築物）	10	14	3,265

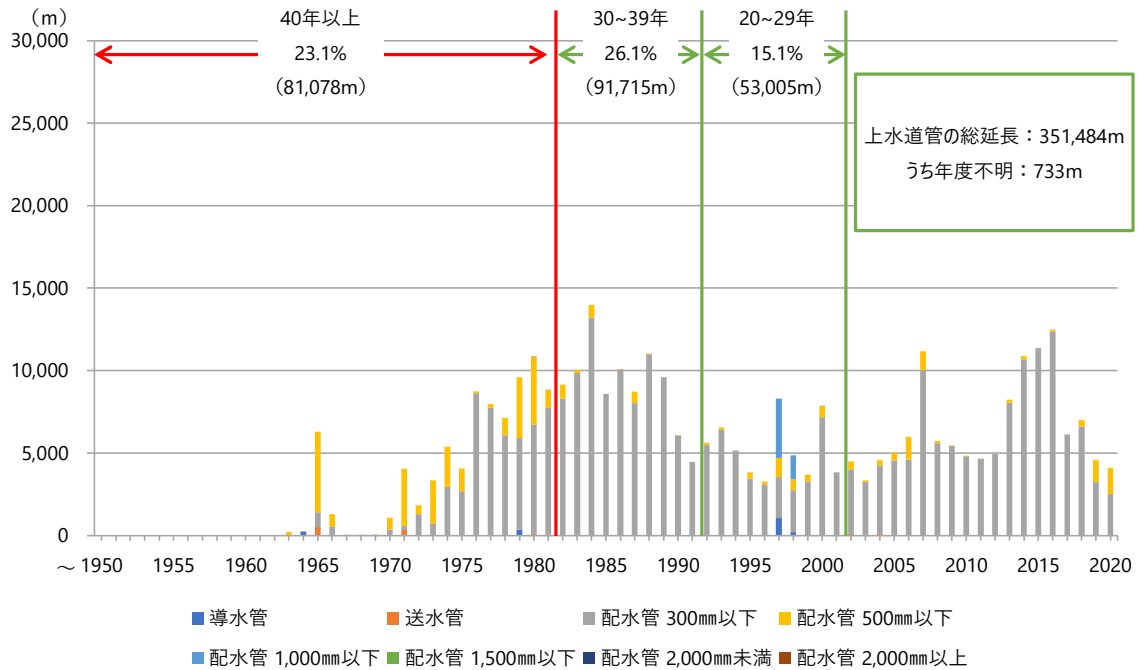
出典:上下水道経営課資料

図 11 上水道施設（建築物）の建築年度別の延床面積



出典:上下水道経営課資料

図 12 上水道管の年度別の整備状況



出典:上下水道経営課資料

(4) 下水道施設

本市の下水道接続率は、令和 3 年（2021 年）3 月 31 日現在、98.2%となっており、下水道管の総延長は約 285 kmに及んでいます。

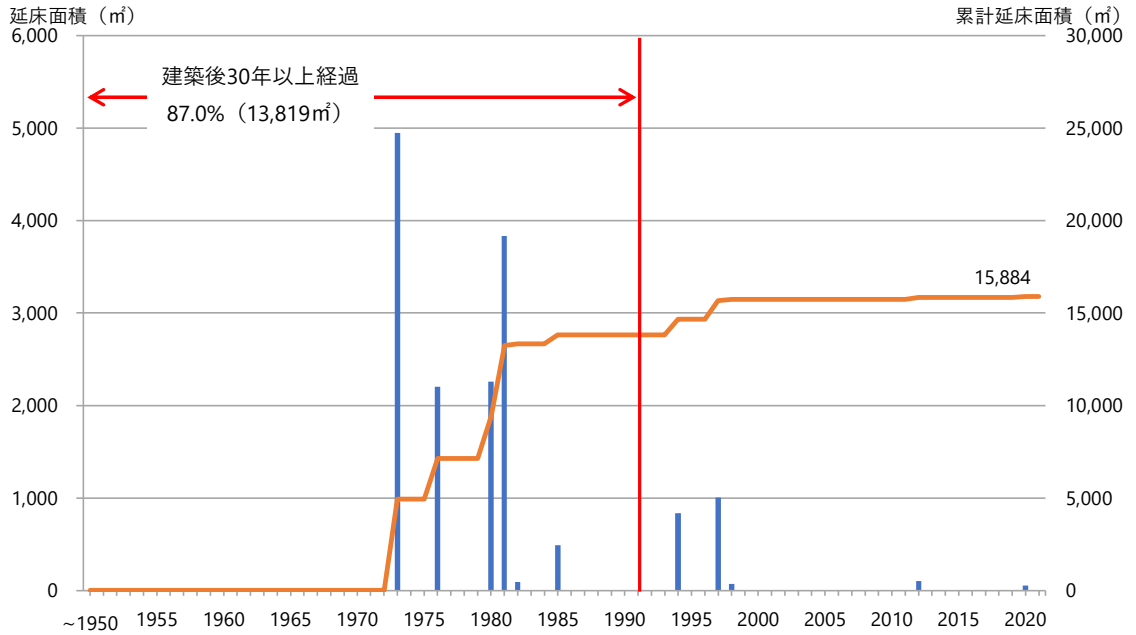
経年状況は、建築後 30 年以上経過している下水道施設（建築物）の延床面積は約 13,819 m²であり、全体の 87.0%となっています。下水道管は 1970 年代後半から 1980 年代に集中して整備されており、30 年以上 40 年未満の下水道管が 35.8%（約 102 km）と最も多くなっています。耐用年数の 50 年以上の下水道管は 3 km程度とまだ多くはありませんが、20 年後には全体の 60.4%（約 172 km）となり、老朽化した下水道管の増加が見込まれることから、「東松山市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的な更新を実施しています。

表 5 下水道施設（建築物）の保有状況

施設分類	施設数（施設）	建物数（棟）	延床面積（m ² ）
下水道施設（建築物）	4	16	15,884

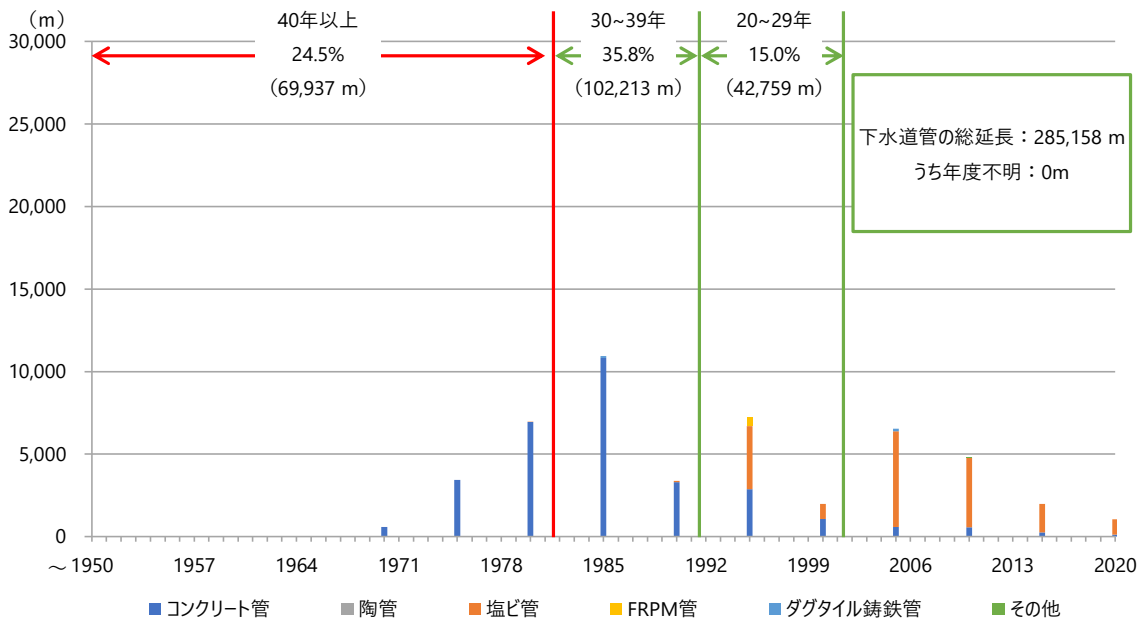
出典:下水道施設課資料

図13 下水道施設（建築物）の建築年度別の延床面積



出典:下水道施設課資料

図14 下水道管の年度別の整備状況



出典:下水道施設課資料

(5) 河川

本市には、下表のとおり国や県が管理している一級河川と、本市が管理している準用河川があります。また、一級河川、準用河川のほか、主に水路と呼ばれる普通河川もあり、本市が管理しています。

表 6 本市の河川

水系区分	管理者	河川名
一級河川	国	・ 都幾川（一部埼玉県管理を含む） ・ 越辺川
	埼玉県	・ 和田吉野川 ・ 和田川 ・ 九頭龍川 ・ 角川 ・ 滑川 ・ 市野川 ・ 新江川（一級河川区間） ・ 九十九川
準用河川	東松山市	・ 新福川 ・ 月中川 ・ 新江川（準用河川区間） ・ 柳沢川 ・ 毛塚川

出典：東松山市「東松山市の河川」

また、ため池や調整池についても管理しており、農業用水として利用されなくなったため池が本市に移管されることにより、今後の維持管理費用の増加が予想されます。

3. 過去に行った対策の実績

平成 28 年（2016 年）12 月に総合管理計画を策定して以降、公共施設等の安全・安心の確保、長寿命化のため、下表の対策を実施し、適正な維持管理に取り組んできました。

表 7 過去に行った対策

実施年度	対象	対策概要
平成 28 年度	廃棄物処理施設	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条」に基づく精密機能検査、報告書作成
平成 28 年度	都市公園	・「東松山市公園施設長寿命化計画」の策定
平成 28 年度～令和 2 年度	上水道管	・長寿命化修繕工事及び耐震補強工事を随時実施
平成 28 年度～令和 2 年度	橋梁	・長寿命化工事及び耐震補強工事等を随時実施
平成 28 年度～令和 2 年度	道路	・舗装修繕工事を随時実施
平成 28 年度	北中学校	・校舎の屋上防水・外壁塗装改修、内装の木質化、バリアフリー改修 ・太陽光発電設備の設置や照明の LED 化等環境負荷低減のための改修
平成 30 年度	上水道施設	・「東松山市水道事業アセットマネジメント」の改訂
平成 30 年度	学校教育系施設	・「東松山市学校施設長寿命化計画」を策定
令和元年度	松山市民活動センター等	・複合化基本計画の策定及び民間活力導入可能性調査を実施
令和元年度	河川・水路・池沼	・「東松山市河川（水路）修繕計画」を策定
令和元年度	ため池	・今後のため池のあり方を検討し、今後の整備方針を決定
令和元年度	下水道施設	・下水道施設全体のリスク評価、点検・調査計画の策定等
令和 2 年度	行政系施設、市民文化系施設、保健・福祉施設、子育て支援施設、学校教育系施設、スポーツ・観光系施設、公園系施設	・「東松山市公共施設長寿命化計画」を策定
令和 2 年度	市営住宅	・「東松山市市営住宅等長寿命化計画」の改訂
令和 2 年度	病院施設	・「東松山市立市民病院施設維持管理計画」の策定
令和元年度～令和 3 年度	病院施設	・市民病院本館設備配管等を改修

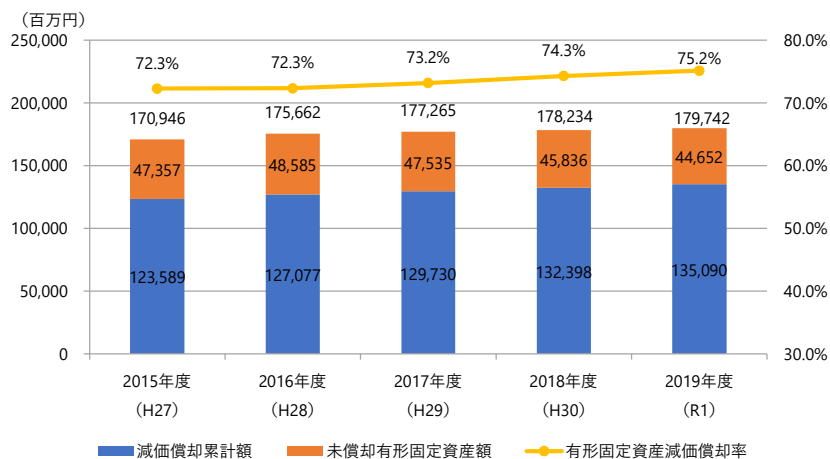
4. 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の償却がどの程度進んでいるかを表しており、償却率が大きいほど、老朽化が進んでいることになります。

本市の有形固定資産減価償却率は、令和元年度（2019年度）は75.2%となっており、平成27年度（2015年度）の72.3%から2.9ポイント増加と、年々上昇傾向にあります。

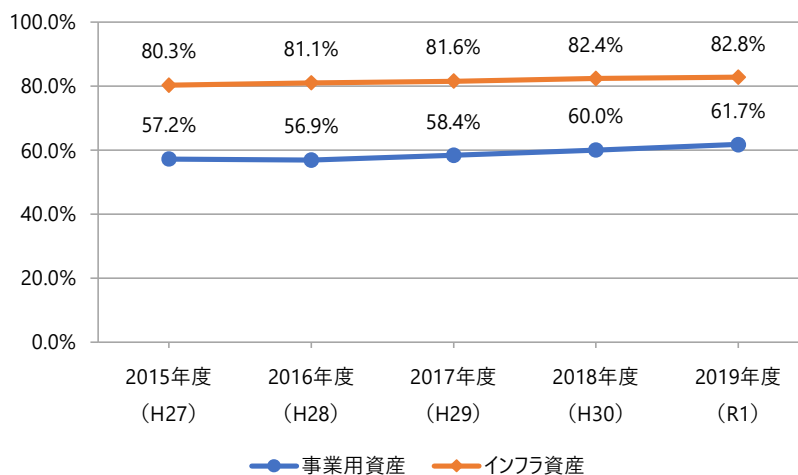
また、資産分類別に見ると、令和元年度（2019年度）はインフラ資産が82.8%、事業用資産が61.7%となっており、いずれも平成27年度（2015年度）から上昇しています。

図15 有形固定資産減価償却率の推移



出典:東松山市財務書類

図16 資産分類別固定資産減価償却率の推移



出典:東松山市財務書類

5. 公共施設等の将来の更新費用等に係る試算

(1) 更新費用等推計の試算条件

今後の公共施設等の大規模改修、更新、維持管理に係る費用（以下「更新費用等」という。）を把握するため、個別施設計画における将来の経費見込みを取りまとめました。これらの個別施設計画は長寿命化等の対策を図った場合に将来必要な経費を算定したものであり、各施設区分の費用計算方法や範囲等は、それぞれの個別施設計画の試算条件に基づくため、異なる場合があります。

なお、個別施設計画で算定していない範囲については、今回新たに試算しています。

① 集計対象となる公共施設等と個別施設計画

表 8 集計対象となる公共施設等と個別施設計画

区分	大分類	中分類	該当する個別施設計画
公共建築物	行政系施設	庁舎等、消防施設、その他行政施設	東松山市公共施設長寿命化計画
	市民文化系施設	コミュニティ施設、文化施設、産業系施設、図書館等	
	保健・福祉施設	高齢者福祉施設、障害者福祉施設、保健施設	
	子育て支援施設	保育園、幼児・児童施設	
	スポーツ・観光系施設	スポーツ施設、観光施設	
	学校教育系施設	学校、その他教育施設	東松山市学校施設長寿命化計画
	公園系施設	公園施設	東松山市公園施設長寿命化計画
	廃棄物処理施設	廃棄物処理施設	別途試算を実施 R2 東松山市環境センター精密機能検査及び設備修繕計画
	住宅施設	市営住宅	東松山市市営住宅長寿命化計画（第2次）
	病院施設	病院施設	東松山市立市民病院施設維持管理計画
都市基盤施設	道路・橋梁 <small>きょうりょう</small>	道路	東松山市舗装修繕計画および別途試算を実施
		橋梁	東松山市道路橋長寿命化修繕計画および別途試算を実施
	上水道施設	上水道施設（建築物）	東松山市水道事業アセットマネジメント
		上水道管	
	下水道施設	下水道施設（建築物）	東松山市下水道ストックマネジメント計画
		下水道管	
河川	河川、水路、池沼	東松山市河川（水路）修繕計画	

② 廃棄物処理施設の試算条件

廃棄物処理施設は、現行の個別施設計画策定時とは施設を取り巻く環境が大きく変わっており、個別施設計画の経費見込みを用いることが適切ではないため、他団体における経費試算事例を基に、以下の条件によって更新費用等の経費見込みを算定しました。

なお、更新費用については、現状の施設規模を維持するという仮定に基づく試算であるため、今後、更新時期における人口及び一般廃棄物の将来予測等による詳細な試算が必要となります。

表 9 廃棄物処理施設の試算条件

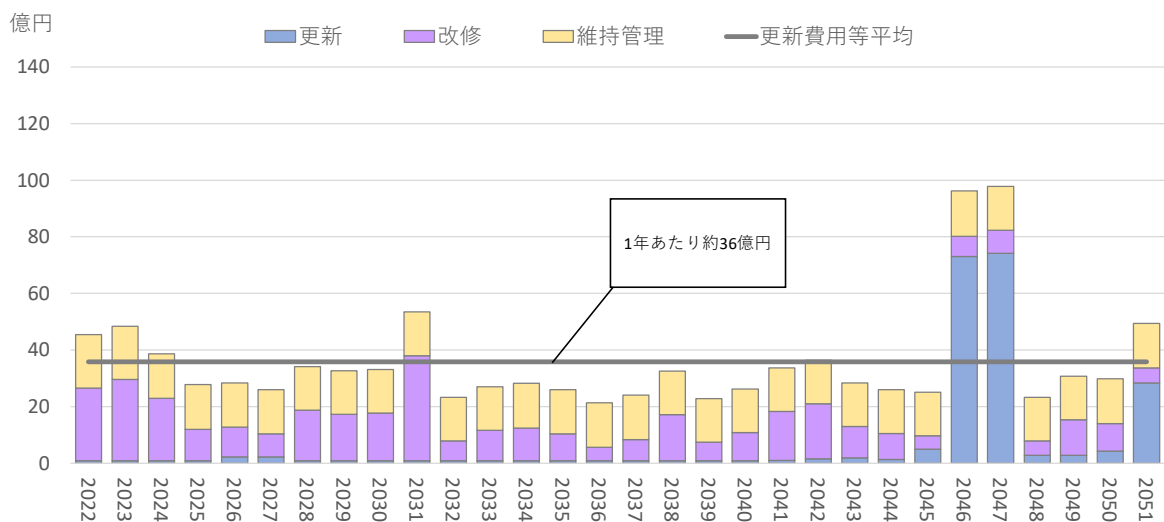
項目	算定過程
改修・更新の考え方	施設更新をすぐに行うことは難しいため、10 年後に廃棄物処理施設の長寿命化改修を行い、一定期間使用した上で 25 年後に施設の更新を実施する想定で試算※
更新費の算定	現状の施設規模を維持する前提で、他団体における焼却施設の整備費用の規模単価を踏まえて試算
長寿命化改修費の算定	他団体における長寿命化改修の費用見込みを踏まえ、本市の施設規模に応じて試算
維持管理・修繕費	現行の修繕計画における修繕費の平均額を単価として試算

※ 改修・更新時期は、今後の長寿命化改修あるいは施設更新等を踏まえると少なくとも 10 年間は稼働させる必要があることを基に設定しています。

(2) 公共建築物の将来の更新費用等に係る試算

公共建築物の将来の更新費用等は、令和 4 年度（2022 年度）から令和 33 年度（2051 年度）の 30 年間の総額で約 1,077 億円であり、年平均で約 36 億円となります。内訳は更新費が約 217 億円、改修費が約 387 億円、維持管理費が約 473 億円となっています。

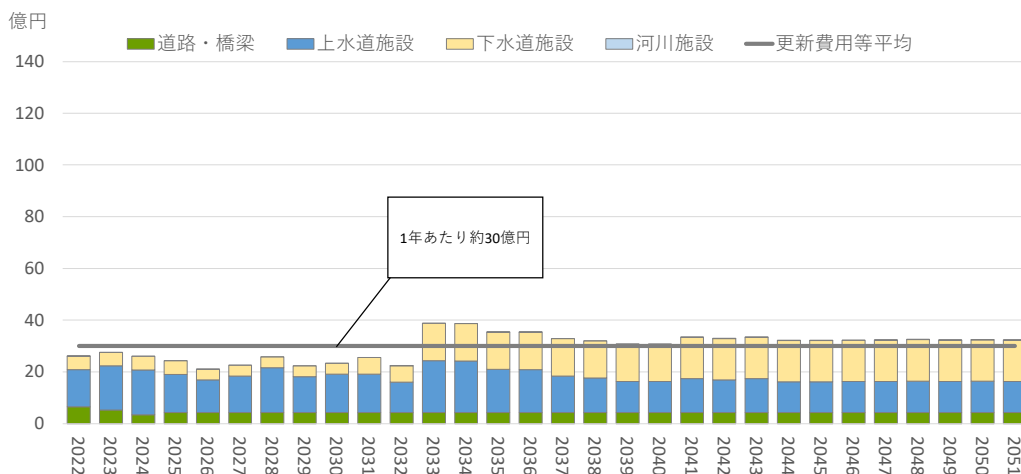
図 17 公共建築物の将来の更新費用等



(3) 都市基盤施設の将来の更新費用等に係る試算

都市基盤施設（上下水道施設の建築物を含む）の将来の更新費用等は、令和 4 年度（2022 年度）から令和 33 年度（2051 年度）の 30 年間の総額で約 908 億円であり、年平均で約 30 億円となります。内訳は道路・橋梁^{きょうりょう}が約 133 億円、上水道施設が約 421 億円、下水道施設が約 352 億円、河川が約 2 億円となります。

図 18 都市基盤施設の将来の更新費用等

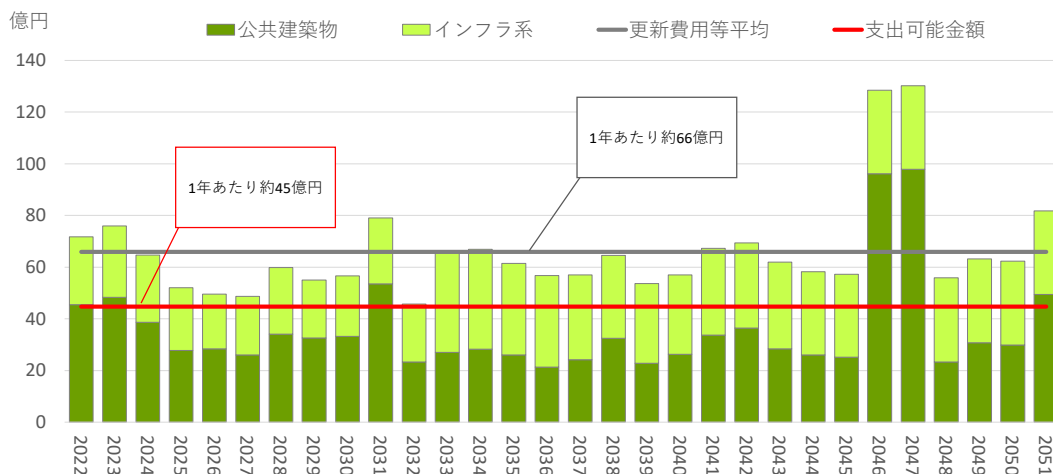


(4) 公共建築物、都市基盤施設の将来の更新費用等に係る試算

公共施設全体（公共建築物 + 都市基盤施設）の将来の更新費用等は、合計で約 1,985 億円、年平均で約 66 億円となります。この額は東松山市中期財政計画等で示す今後 5 年間の投資的経費¹¹の年平均額約 45 億円と比較して、約 21 億円超過しています。

試算どおり廃棄物処理施設を更新した場合、令和 28 年度（2046 年度）と令和 29 年度（2047 年度）に年間経費が 120 億円を超えるため、平準化などの対策を検討する必要があります。

図 19 公共施設等全体の将来の更新費用等



¹¹ 道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の整備等に要する経費のこと

(5) 対策による効果額

今後 30 年間の更新費用等について、個別施設計画に示す対策を実施した場合と未実施の場合を比較すると、対策未実施の場合は今後 30 年間で約 3,009 億円¹²（公共建築物約 1,285 億円、都市基盤施設約 1,724 億円）に対し、対策を実施した場合は約 1,985 億円（公共建築物約 1,077 億円、都市基盤施設約 908 億円）となり、効果額として約 1,024 億円が見込まれます。

表 10 対策の有無による更新費用等の比較

(単位：億円)

大分類	対策未実施の場合	対策を実施した場合	対策による効果額
公共建築物	1,285	1,077	208
都市基盤施設	1,724	908	816
合計	3,009	1,985	1,024

6. 公共施設の利用状況等の変化

(1) 公共施設の利用状況

本市が所有する施設のうち、総合会館、市民活動センター、市民文化センター、体育館等については貸館としての機能を有しており、市民をはじめ様々な人々の活動の場として利用されておりますが、稼働率に向上の余地が認められる施設や、必ずしも広く市民の利用に供されていない状況があります。

市内の 7 つの地区に設置されている市民活動センターは、地区により稼働率が大きく異なり、松山市民活動センターや高坂丘陵市民活動センターの主要な部屋の稼働率は 70% を超える一方、その他の施設では稼働率が 10% 程度の部屋もみられます。また、稼働率が高いものの、利用者が固定化されているという傾向もあります。

また、本市には市民文化センターに 1200 席、松山市民活動センターに 378 席のホール機能を保有しておりますが、稼働率は市民文化センターで 40% 程度、松山市民活動センターで 25% 程度と低い状況にあります。

これらの施設は、地域コミュニティを維持するという役割を担っているほか、行政サービス提供の場として重要な施設であります。これまで以上に公共施設の有効活用を図るため、施設規模や諸室構成について見直しを行い、利用しやすい施設を目指していく必要があります。

(2) 新しい生活様式を踏まえた公共施設等のあり方の変化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、厚生労働省は人との間隔を空けることやテレワークやローテーション勤務を実践することといった「新しい生活様式」の実践例を示し、現在ではそれが日常となりつつあり、今後も継続していくと推測されます。また、国土交通省は感染症の脅威を踏まえた今後の国土の考え方と展望について検討を進めており、これらは本市の公共施設等の平常時や災害時のあり方に影響を及ぼすものと考えられます。

具体的には、「密を避けることにより施設の定員を満たせない」、「テレワーク・オンライン化の推進等により事務所面積の縮小」、「対面での集まる機会の減少により会議室等の利用頻度や必要面積の縮小」、「災害時に過度に密とならないためのスペースの確保」が考えられます。

¹² 長寿命化等の対策を行わず、耐用年数を迎えたら更新を行っていった場合にかかる費用の合計のこと

7. 市民意識調査の結果

本市では、行政運営に市民の意見や要望を反映させる基礎資料とするため、定期的に市民意識調査を実施しています。

ここでは、令和 2 年度（2020 年度）に実施した市民意識調査の中の公共施設等に関する設問について、平成 28 年度（2016 年度）に実施した「公共施設等に関する市民意向調査」の結果と比較し、公共施設等についての市民のニーズ、方向性、統廃合の可能性について分析しています。

(1) 調査概要

項目	内容
調査地域	東松山市全域
調査対象	市内に居住する満 18 歳以上の方
標本数	2,000
抽出法	住民基本台帳に基づく無作為抽出
調査方法	郵送配布 - 郵送回収
調査期間	令和 2 年（2020 年）10 月 21 日（水）～11 月 9 日（月）

(2) 回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
2,000	1,282	64.1%

(3) 公共施設等の方向性について

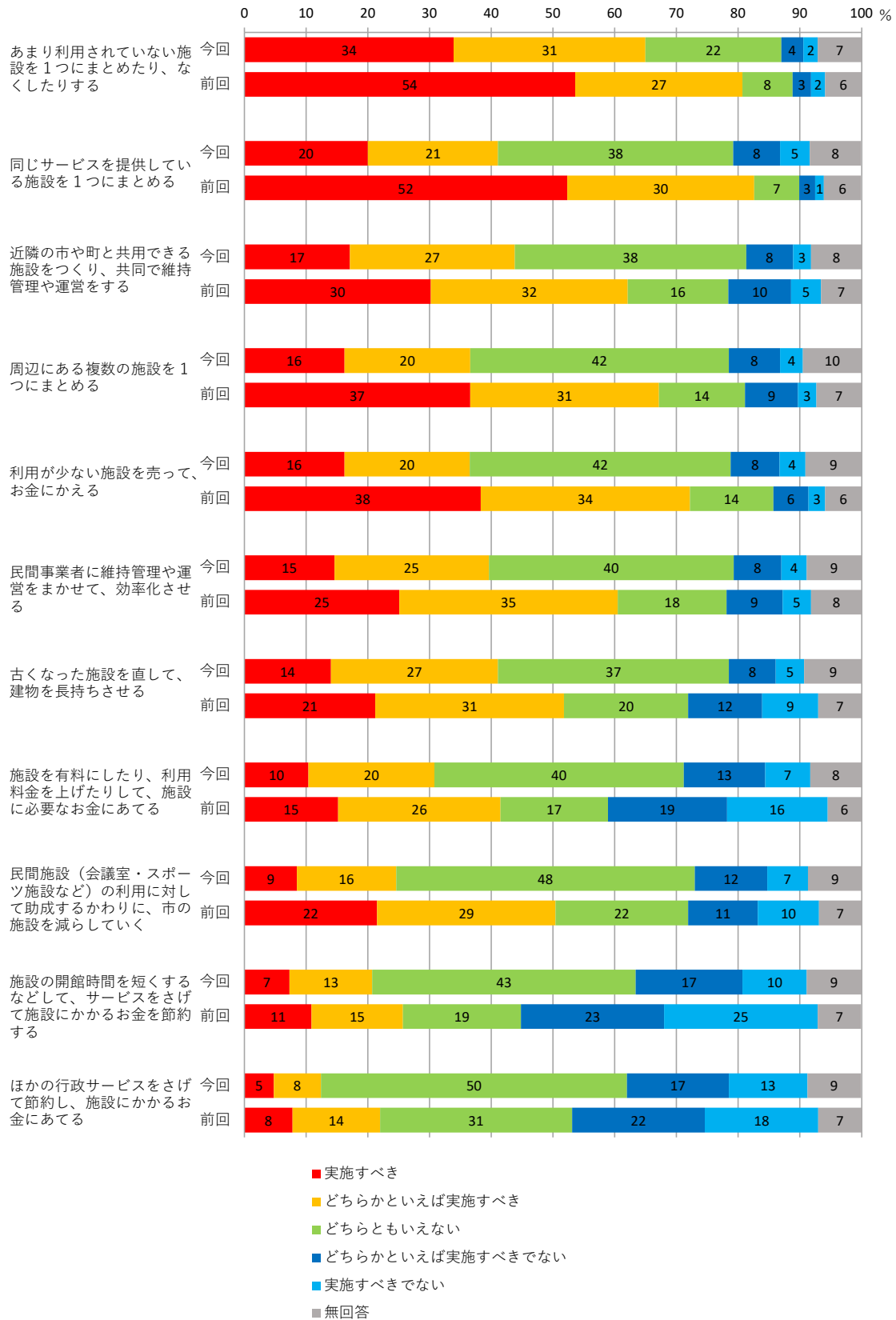
問 1

公共施設（市の建物）に対する考え方についておたずねします。今後、限られた財源の中で公共施設を維持するためにはどうするべきと思いますか。

公共施設の方向性については、「あまり利用されていない施設を 1 つにまとめたり、なくしたりする」、「同じサービスを提供している施設を 1 つにまとめる」など、「施設の統廃合」に関する選択肢で「実施すべき」との回答が多くなっています。また、「ほかの行政サービスをさげて節約し、施設にかかるお金を節約する」、「施設の開館時間を短くする等して、サービスをさげて施設にかかるお金を節約する」など、「サービスの低下」に関する選択肢で「実施すべきでない」との回答が多くなっています。

前回の調査と比較すると、全般的に「実施すべき」が減少し、「どちらかといえば実施すべき」「どちらともいえない」の割合が増加している傾向にあります。この結果から、公共施設等マネジメントの必要性について、一定の理解をいただいていることが分かりますが、今後公共施設等のマネジメントを推進させるためには、より理解や関心を高めてもらうため、様々な情報を発信していく必要があると考えられます。

図 20 公共施設を維持するためにすべきこと



(4) 重点的に見直しを行うべき公共施設について

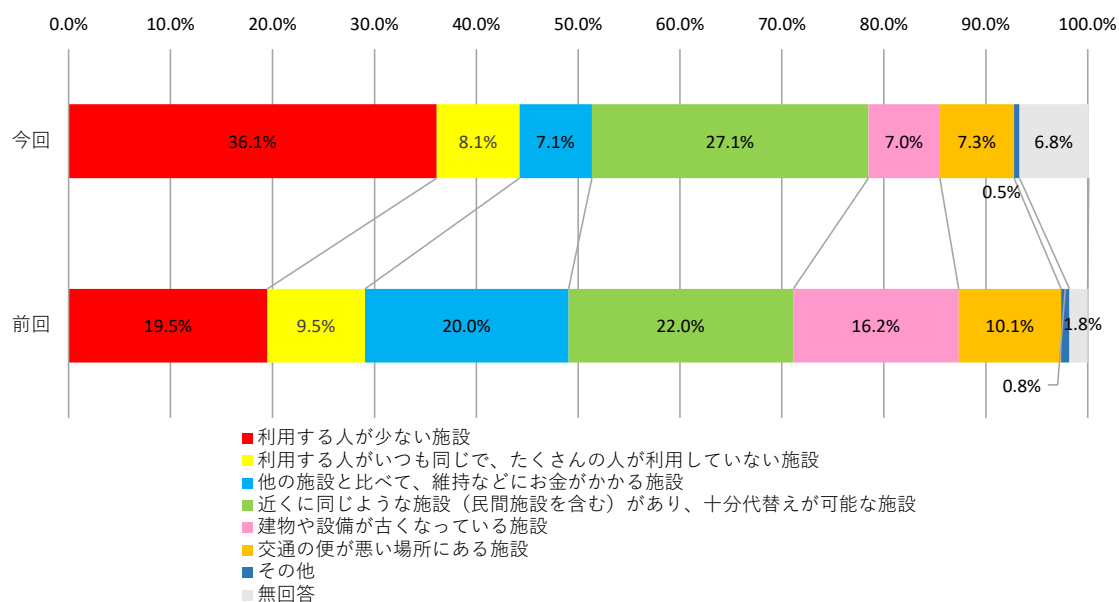
問 2

今後、公共施設を減らさなければならなくなった場合に、どのような施設から減らしていくべきと思いますか。

重点的に見直ししていくべき施設について多かった回答は、「利用する人が少ない施設」、「近くに同じような施設（民間施設を含む）があり、十分代替えが可能な施設」、「利用する人がいつも同じで、たくさんの方が利用していない施設」の3項目で、それぞれ36.1%、27.1%、8.1%という結果となっています。

前回の調査から最も増加した回答は「利用する人が少ない施設」で、16.6ポイント増加しております。最も減少した回答は「他の施設と比べて、維持等にお金がかかる施設」で、12.9ポイント低下しております。

図 21 減らしていくべき公共施設



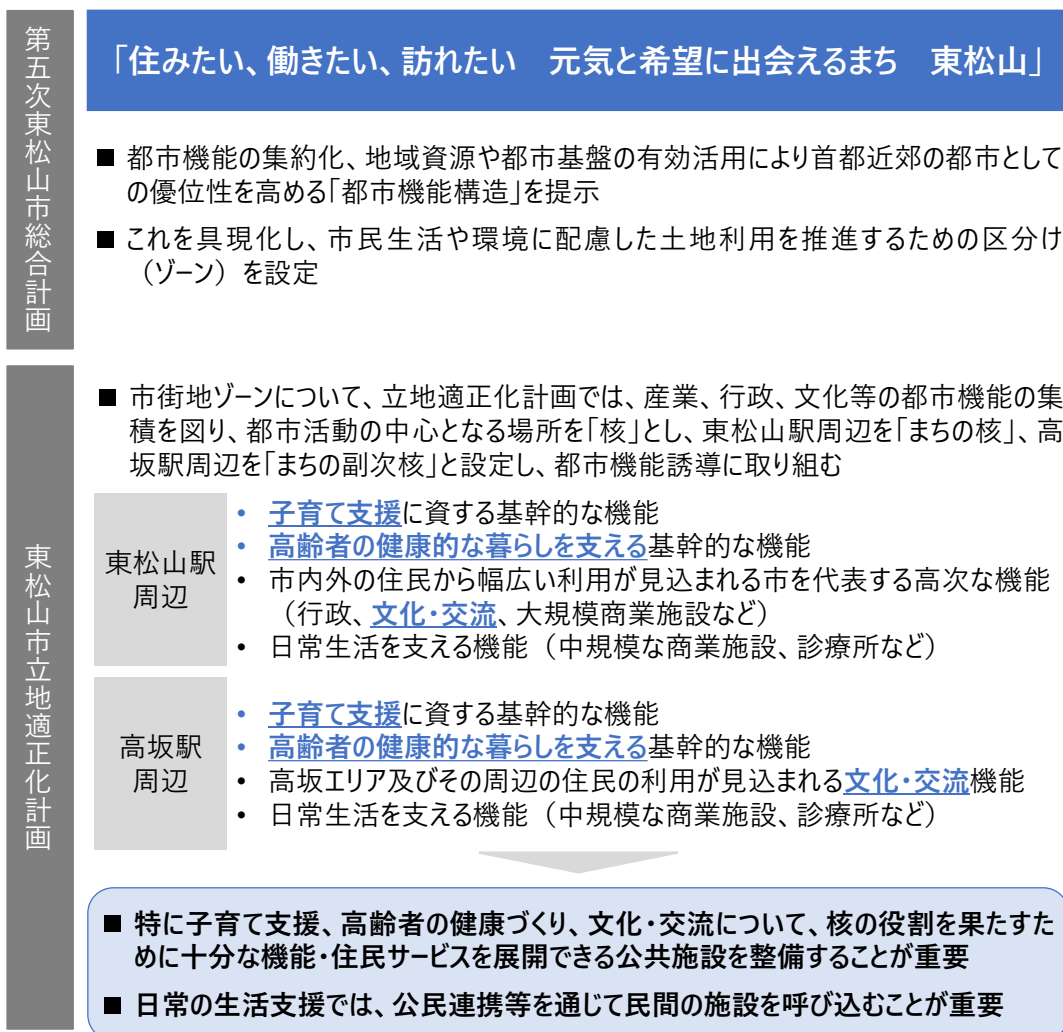
第4章 東松山市の目指す方向性

「第五次東松山市総合計画」では、まちづくりの将来像「住みたい、働きたい、訪れたい 元気と希望に出会えるまち 東松山」の実現に向けた目指すべき都市の姿として、拡大型の都市形成ではなく、都市機能の集約化を図りながら、地域の資源や整備済みの都市基盤を有効活用することにより、首都近郊の地方都市としての優位性を高めていくものとする「将来都市構造」を示しています。

これを具現化し、市民生活や環境に配慮した土地利用を推進するため、市域を「市街地ゾーン」、「緑住ゾーン」、「田園ゾーン」の3つに区分けしておりますが、特に市街地ゾーンについては、「東松山市立地適正化計画」では産業、文化、行政等の都市機能の集積を図り、都市活動の中心となる場所を「核」とし、東松山駅周辺を「まちの核」、高坂駅周辺を「まちの副次核」に設定し、機能誘導に取り組むこととしています。

これらを踏まえ、今後は、子育て支援、高齢者の健康づくり、文化・交流といった日常生活に必要な機能を中心に、立地適正化計画で定められた「核」を中心に十分な機能や市民サービスを展開できる公共施設等を整備することが公共施設等マネジメントを通じて実現すべき方向性と考えます。

図 22 東松山市の公共施設等マネジメントを通じて実現すべき方向性



第5章 公共施設等を取り巻く環境と期待される役割

1. 公共施設等を取り巻く環境と課題

(1) 公共施設等を取り巻く環境

① 人口減少・少子高齢化への対応

国勢調査における本市の直近の総人口は増加しているものの、今後は減少していくと推計されており、令和42年(2060年)は平成27年(2015年)より約25%減少し、約6.8万人になると見込まれています。また、人口構成においては年少人口(0~14歳)・生産年齢人口(15~64歳)が減少する一方、老年人口(65歳以上)の増加が見込まれており、本市は今後人口減少・少子高齢化が進行していくことが予想されます。

人口減少・少子高齢化の進行に伴い、税収の減少による施設の更新費用等に充てられる財源の減少、公共施設等の利用者の減少と利用者の属性の変化及びそれに伴う利用者のニーズの変化等への対応が必要になります。

② 災害への対応

近年、地震や台風、大雨といった災害は頻発化・激甚化しており、本市においても、令和元年東日本台風により都幾川の堤防の決壊等が発生し、人命や家屋に被害がもたらされたことから、自然災害の危険性と向き合い、備えていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、避難所における感染症への感染リスクが顕在化しています。

このような状況を踏まえ、公共施設等においては、災害発生時に人命及び生活を守ることに加え、避難生活においても感染症等から市民の健康を守ることができる避難所やインフラの整備が必要になります。

③ ライフスタイルの変化への対応

近年、科学技術・情報通信技術はますます発達し、社会のデジタル化が進展していることや新型コロナウイルス感染症の流行により「新しい生活様式」が広がっていること等から人々のライフスタイルは大きく変化しており、公共施設等についても、利用方法やニーズが大きく変化することが予想されます。

そのような利用方法やニーズの変化に対応し、公共施設等の維持管理や運営の方法を見直す必要があります。

(2) 公共施設等の環境と課題

① 公共施設の利用状況

不特定多数の人の利用が想定される施設(総合会館、市民活動センター、市民文化センター、体育館等)の中には稼働率が低く有効に活用できていない諸室が存在します。

施設整備時は必要な機能を想定し、市民ニーズを反映させて整備しましたが、時代の変化に伴い市民ニーズも変化したことにより、稼働率が低くなっているものと考えられます。加えて、公共施設を取り巻く環境の変化により、諸室の機能が陳腐化していることも懸念されます。

上記のような背景を踏まえ、諸室の有効活用に向けた取組を検討するとともに、更新や大規模改修などに合わせた床面積の適正化を図る等、公共施設の稼働率向上に向けた取組を図っていく必要があります。

② 老朽化の進行への対応

本市の公共施設は 1980 年代から 1990 年代にかけて整備された施設が、延床面積全体のうちの約 59%を占めています。これらの施設は今後も多くの市民が安全・安心に利用できるものでなくてはなりません。そのため、公共施設の老朽化対策を計画的かつ効率的に実施していく必要があります。

③ 更新費用等の不足

本市では、昭和 55 年（1980 年）以降、多くの公共施設等を整備しており、その更新費用等は、今後増大することが見込まれ、年度によっては施設の更新時期が重なり、多大な費用を要するという試算結果が出されています。

令和 2 年度（2020 年度）までに策定した個別施設計画において費用の抑制・平準化に向けた検討を行いました。依然として本市の投資的経費として支出可能な金額を超過している状況です。

そのため、公共施設等の総量適正化により更新費用等の更なる抑制を検討することに加え、計画的な整備の実施により費用を平準化させることで、財政的な負担を減らす必要があります。

④ 厳しい財政状況下における維持管理・修繕への対応

支出可能な投資的経費の金額に限りがある状況であっても、公共施設等の安全を確保できるよう適正に維持していく必要があります。

今後は、各施設で生じる必要な維持管理・修繕の取組に対し、本市全体としての優先順位を明確化し、緊急性の高いものから着実に実施していくことで、必要な維持管理・修繕の取組が放置されない状態とすることが重要であり、情報収集、予算編成、工事実施の一連の公共施設等マネジメントの中で、優先順位を適切に付けることができる仕組みを構築する必要があります。

2. 公共施設等に期待される役割

これまでに示した公共施設等を取り巻く環境と課題を踏まえ、本市の公共施設等は、まちづくりの中で以下のような役割を担うことが期待されます。

(1) 安全・安心な場

日常生活において、利用者の安全が守られることはもとより、近年頻発化・激甚化している災害時においても、市民の生命・生活を確実に守ることも視野に入れ、老朽化が進む中でも必要な維持管理・修繕を行い、公共施設等が市民にとって安全・安心な場となる必要があります。

(2) 本市の重要施策を体現・発信する拠点

本市は「第五次東松山市総合計画」で示すまちづくりの将来像「住みたい、働きたい、訪れたい 元気と希望に出会えるまち 東松山」の実現に向け、市民の日常生活を支える「子育て支援」、「高齢者の健康づくり」、「文化・交流」といった分野を重要視し、本計画を含めた各種計画に基づき施策を展開します。

重要施策に関係する公共施設等は、それらの施策のサービスを市民へ提供する場であるほか、訪れる市民への情報発信や要望・意見を収集する場として、本市の重要施策を体現・発信する拠点であることが必要です。

(3) 地域コミュニティの拠点

人口減少や少子高齢化による人口構成の変化、新型コロナウイルス感染症の流行等によるライフスタイルの変化により地域コミュニティの変化や希薄化が進む一方で、住民が住み慣れた地域で今後も住み続けていくためには、住民同士での交流や助け合いといった「共助」が必要です。

不特定多数の人の利用が想定される施設において、誰もが利用しやすい環境を整備し、住民同士の交流支援、地域コミュニティ醸成の拠点となる必要があります。

(4) 有効に活用される場

公共施設等の老朽化に加え、人口減少・少子高齢化に伴う歳入の減少や扶助費等の義務的経費の増加により財政状況が厳しくなる中で、既存の公共施設等を適切に維持管理した上で稼働率を高める等、前例に捉われず柔軟に有効活用していく必要があります。

近年は情報通信技術の発達によるデジタル化が急速に進んでいることから、それらの状況も踏まえ、すべての公共施設等が有効に活用される場となる必要があります。

第6章 公共施設等マネジメントの基本的な考え方

1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等に期待される役割で示された本市の公共施設等がまちづくりの中で担うべき役割を果たすため、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を以下のとおり示します。

(1) 安全・安心な公共施設等の実現

すべての公共施設等で利用者の安全を長期的に確保できるよう、日々の維持管理や定期的な点検・診断結果を一元管理し、修繕の内容や優先順位の検討に活用することで、計画的な修繕の実施を図ります。

また、維持管理・修繕に加え、耐震化も計画的に実施することで、利用者の安全確保に努めます。

さらに、高齢者、障害者、子育て世代をはじめ、すべての利用者が安心して公共施設等を利用できるよう、ユニバーサルデザインへの対応にも取り組みます。

災害発生時に市民の生命を守り、避難所における生活の不安を和らげられるよう、感染症への感染リスクも考慮して避難所の規模や配置について継続的に見直しを行います。

(2) 機能集約による施設の効率化

本市の目指す方向性として、核となる地域を中心に、子育て支援、高齢者の健康づくり、文化・交流といった日常生活に必要な機能を一体的に提供できる環境を整備することが重要と捉えているため、立地適正化計画に示す都市機能誘導区域¹³への必要な施設の集約を図ります。また、その際には、市民サービスの向上や維持管理の効率化を図るため、公共施設の複合化を検討することにより、それぞれの施設機能に関連する部署が連携し、より良い市民サービスを展開できる施設を目指します。

また、デジタル技術の活用や公共建築物へのアクセスの改善等を通じて、現在の市民サービスの質・量の充実やニーズに応じた新たな市民サービスの展開により、公共施設等の運営の高度化を目指します。

(3) 地域拠点のあり方の再構築

地域のコミュニティの維持に対し、市民をはじめ不特定多数の人の利用が想定される市民活動センター等の施設は拠点としての役割を担っています。

そのため、施設のあり方を検討する際には、核施設の利用実態や課題を把握し、利用者のニーズの変化も踏まえながら、誰もが利用しやすい施設のあり方を検討します。

(4) 公共施設等の有効かつ効率的な利用

更新費用等の更なる抑制や平準化に向け、人口動態等を注視しながら公共施設等の総量適正化に取り組みます。

厳しい財政状況の下でも市民サービスを充実させるべく、既存のサービスの拡充や新たなサービスの展開に当たっては、既存の施設の利用されていないスペースや利用の少ない時間帯を有効に活用することを優先して検討します。

公共施設等を更新する、もしくは、新たに公共施設等を整備する場合は、市民サービスの実施に必要な水準にすることを基本とし、可能な限りソフト面の充実に注力することを目指します。

¹³ 都市再生を図るため医療施設、商業施設等の都市機能を増進する施設の立地を誘導すべきと定められる区域のこと

2. 公共施設等の管理に係る方針

(1) 公共施設等の安全と安心

① 点検・診断等の実施

公共施設等については、その利用状況、自然環境及び経年変化等により、施設ごとに劣化や損傷の進行が異なることから、各施設の状況を把握した上で、利用者が安全・安心に利用できるよう、引き続き定期的な点検・診断等を実施します。

各施設で行われた点検・診断の実施結果を蓄積・分析することで、公共施設等の状況を全庁的に把握し、効果的かつ経済的な老朽化対策にいかしていきます。定期的な点検・診断以外にも日常的な点検により、公共施設等の損傷や設備の異常を早期に発見します。

発見した損傷や異常は一元的に管理できるようにし、「すぐに対応すべき損傷や異常」、「次年度以降に対応する損傷や異常」を判断します。

さらに、損傷や異常による高度の危険性が確認された場合は、早急に修繕し、安全性を確保します。修繕のみで安全性を確保できない場合は、費用対効果を勘案し、改修だけでなく、他施設への機能移転、集約を含め検討します。

② 耐震化の実施

主要な公共建築物の耐震化については、これまで計画的に実施してきたことから、多くの建築物では耐震補強を実施済みであり、一部未実施の施設についても、施設特性や使用期間を踏まえた上で、耐震化を検討していきます。

橋梁、上下水道をはじめとする都市基盤施設については、その多くが市民の生活に直結していることから、市民の安全・安心を確保するため計画的に耐震化を進めます。

③ 長寿命化の実施

公共施設等の保全には、大きく分けて「事後保全」と「予防保全」があります。「事後保全」は、施設や設備に不具合が起こってから補修や修繕を行うものです。一方、「予防保全」は、不具合が生じる前に点検や必要な処置を施し、不具合が発生しないようにするもので、突発的な事故の減少や、施設や設備の長寿命化につながるというメリットがあります。

そこで、公共施設等の継続的な運営に影響のある重要な部材・設備等については、計画的な予防保全を推進し、各施設の特性や状況を踏まえた長寿命化を実施します。

既に個別施設計画を策定済みの公共施設等に関しては、当該計画に沿って点検や改修を計画的に進め、改修に際しては新技術等の採用を検討し、高耐久材料や高効率機器の導入を推進します。

④ ユニバーサルデザインの推進

公共施設等は、すべての利用者が快適に利用できるよう、高齢者、障害者、子育て世代に配慮し、段差等の解消や多機能トイレの設置、十分な出入口、廊下幅の確保や手すりの整備等のバリアフリー化を図るとともに、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画¹⁴」のまちづくりの考え方を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を推進します。

¹⁴ 東京オリンピックを契機として、ユニバーサルデザイン、心のバリアフリーを推進するために取り組むべき具体的施策のこと

(2) 効果的・効率的な管理運営

① ライフサイクルコストの縮減

建築物の寿命は一般的に 50 年から 60 年とされています。また、建物の企画・設計費、建設費等の初期建設費（イニシャルコスト）と、光熱水費、保全費、修繕費、改修・更新費等の運営管理費（ランニングコスト）、これらを合わせた「建物の生涯に必要な総費用」のことをライフサイクルコストといいます。

建築物に必要な費用として初期建設費が目立ちますが、維持修繕費等の運営管理にかかる費用が大きく、通常は初期建設費の 5 倍程度の経費を要すると考えられます。

そのため、施設を更新する場合は、初期建設費だけでなく、ライフサイクルコストを念頭に置きながら経費の縮減を図ります。

運営管理費については、施設分類又は類似施設での比較分析を行う等、光熱水費、委託費（清掃、警備、保守点検、修繕等）の縮減を進めます。

② 民間活力の導入

公共施設等の管理、運営、更新については、多大な経費が必要となります。国などの補助制度を積極的に活用しながら、経費の削減と併せてサービスの向上を推進するため、サウンディング型市場調査¹⁵により民間事業者の資金やノウハウの活用を検討し、指定管理者制度¹⁶や PPP¹⁷（Public Private Partnership）、PFI¹⁸（Private Finance Initiative）手法の導入を検討します。

③ 受益者負担の適正化

公共施設等の使用料は、これまでも適切な受益者負担¹⁹となるように施設の果たす役割等を考慮しながら算出しており、公共施設等の維持管理費の一部に充てられています。

公共施設等を維持管理していくためには、より良いサービス提供による利用者の増加とともに、適切な使用料の負担が必要不可欠であり、公平で適正な負担となるように見直しを図ります。

④ 環境への負荷軽減

我が国では、令和 32 年（2050 年）までのカーボンニュートラル²⁰実現を目指しています。

カーボンニュートラル実現のための柱の一つとして「地域脱炭素」があり、公共施設等においても脱炭素への寄与が期待されています。

本市においても公共施設等における太陽光発電システムの導入などによる再生可能エネルギーの利用や、改修・更新時の高効率機器の導入など、環境への負荷軽減を図ります。

¹⁵ 民間事業者との意見交換等を通し、事業に対して様々なアイデアや意見を把握する調査のこと

¹⁶ 民間事業者が有するノウハウを活用して公共施設等の管理を行うこと

¹⁷ 公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと

¹⁸ 民間の資金とノウハウを活用し公共サービスの提供を民間主導で行い、公共サービスの効率化を図る考え方のこと

¹⁹ 公共施設等の利用によって利益を受ける個人に、建設・維持費の一部を負担させること

²⁰ 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること

(3) 施設総量（延床面積）の適正化

① 公共施設の総量適正化

将来、施設の改修や更新を行う場合は、単独で更新するのではなく、複合化・多機能化による利用者の利便性向上や総量規模（延床面積）の適正化を図ることを基本とします。なお、複合化・多機能化の検討の際は、人口規模、利用者の利便性向上、市民のニーズ、稼働率、余裕スペース等多面的な視点で行うこととします。

また、複合化・多機能化が適切でないと判断され公共施設を単独で更新する場合には、利用者数や地域の人口に合わせて現状と同規模以下を基本とし、必要最小限の規模での更新を実施し、施設の総量適正化を図ります。

また、公共施設を本市単独で保有するのではなく、近隣自治体施設の相互利用や民間施設の借用等の可能性についても検討します。

② 都市基盤施設の機能維持

都市基盤施設は、市民の日常生活や経済活動における重要な生活基盤であるとともに、大規模災害時には救援や災害復旧においても重要な基盤施設です。また、道路、橋梁、上下水道といった施設分類ごとの特性を考慮し、それぞれの中長期的な経営視点に基づき、施設の機能維持に重点を置いた計画的な整備や修繕・更新を行います。

3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

これまで述べてきた公共施設等の現状や課題を踏まえ、公共施設等の施設分類別にマネジメントの基本的な考え方を整理します。

(1) 行政系施設

① 分類別施設概要

中分類	施設	延床面積	建築年
庁舎等	市役所	9,873.49 m ²	1970年
	総合会館	5,948.84 m ²	1992年
	上下水道庁舎	591.26 m ²	2021年
消防施設	消防第一分団詰所兼車庫	97.00 m ²	2010年
	消防第二分団詰所兼車庫	96.00 m ²	1998年
	消防第三分団詰所兼車庫	99.00 m ²	2002年
	消防第四分団詰所兼車庫	115.27 m ²	2015年
	消防第五分団詰所兼車庫	98.00 m ²	2011年
	消防第六分団詰所兼車庫	102.00 m ²	2009年
その他行政施設	ステーションビル	954.83 m ²	2008年
	旧若松町公会堂	188.08 m ²	1971年
	大谷消防車庫	44.00 m ²	1975年
	防犯センター	66.26 m ²	1982年
	市ノ川文書庫	273.00 m ²	2003年
	旧材木町文書庫	584.01 m ²	1931年
	大岡物品庫	700.37 m ²	1977年
	本町倉庫	224.14 m ²	1969年
	神戸資材置場	152.00 m ²	2009年
	高坂区画整理事務所	264.00 m ²	2003年
	防災倉庫（市民体育館）	28.00 m ²	1995年
	防災倉庫（新宿小学校）	28.00 m ²	1997年
	防災倉庫（大岡小学校）	28.00 m ²	1997年
	防災倉庫（大東文化大学緑山キャンパス）	28.00 m ²	1997年
	防災倉庫（青鳥小学校）	28.00 m ²	1997年
	防災倉庫（野本小学校）	28.00 m ²	1997年
	防災倉庫（松山第二小学校）	28.00 m ²	1996年
	防災倉庫（唐子小学校）	28.00 m ²	1996年
	防災倉庫（松山中学校）	28.00 m ²	1996年
	防災倉庫（東中学校）	28.00 m ²	1996年
防災倉庫（北中学校）	28.00 m ²	1996年	
防災倉庫（白山中学校）	28.00 m ²	1996年	
防災倉庫（松山第一小学校）	28.00 m ²	1998年	

中分類	施設	延床面積	建築年
その他行政施設	防災倉庫（新明小学校）	28.00 m ²	1998 年
	防災倉庫（市の川小学校）	28.00 m ²	1998 年
	防災倉庫（桜山小学校）	28.00 m ²	1998 年
	防災倉庫（南中学校）	28.00 m ²	1998 年
	防災倉庫（松山高等学校）	14.00 m ²	1999 年
	防災倉庫（唐子地区体育館）	28.00 m ²	2012 年
	防災倉庫（東松山特別支援学校）	28.00 m ²	2013 年
	防災倉庫（高坂小学校）	28.00 m ²	2007 年
	防災倉庫（松山市民活動センター）	8.00 m ²	2020 年
	防災倉庫（平野市民活動センター）	5.00 m ²	2020 年
	防災倉庫（大岡市民活動センター）	9.00 m ²	2020 年
	防災倉庫（唐子市民活動センター）	9.00 m ²	2020 年
	防災倉庫（高坂丘陵市民活動センター）	9.00 m ²	2020 年
	防災倉庫（野本市民活動センター）	5.00 m ²	2020 年
	防災倉庫（きらめき市民大学）	8.00 m ²	2020 年
	防災倉庫（子育て支援センターソレ）	4.00 m ²	2020 年
	防災倉庫（保健センター）	6.00 m ²	2020 年
	防災倉庫（すわやま荘）	3.00 m ²	2014 年
	防災倉庫（高坂図書館）	2.00 m ²	2020 年
防災倉庫（子育て支援センターマーレ）	5.00 m ²	2020 年	

② 施設の現状と課題、取組の方向性

現状と課題	
庁舎等	<p>【役割・配置の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所、総合会館は災害時に災害対策本部が設置されるなど、災害時の防災拠点となる施設であり、高い安全性を確保することが求められます。 劣化状況、防災上の重要性を踏まえると、市役所、総合会館とも優先的に保全しなくてはならない施設と位置付けられます。 <p>【利用状況・活用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合会館のホール、会議室は、施設の用途及び目的を妨げない範囲で、空き時間を一般に貸し出しており、施設を有効活用するためには、稼働率を向上させる必要があります。 <p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所本庁舎は大規模改修を実施していますが、建築後 50 年を経過しているため劣化が進んでいる部位が確認できます。 総合会館は大規模改修が未実施であり、改修を検討する必要があります。

現状と課題	
消防施設	<p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いずれの施設も建築後経過年数が浅く、喫緊で対策を必要とする劣化はありません。
その他行政施設	<p>【役割・配置の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ステーションビルは、不特定多数の人が利用する施設であり、高い安全性を確保することが求められます。 ・ 防犯センターは、令和 15 年（2033 年）までは維持し、それまでに施設のあり方について検討します。 <p>【利用状況・活用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高坂区画整理事務所は、高坂駅東口第一土地区画整理事業の進捗にあわせ除却する予定です。 <p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ステーションビルは建築後 13 年が経過しており、一部に劣化が確認されています。 ・ 防災倉庫を除く倉庫の一部は旧施設を倉庫として活用しており、老朽化が進んでいます。
取組の方向性	
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の安全を守り、防災上の機能を確実に果たすため、予防保全の観点からの計画的な点検・維持管理等による施設の長寿命化を図るとともに、修繕・改修の際は優先度の高い工事から計画的に実施する等、施設の適正な維持管理に取り組みます。
庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所、総合会館、上下水道庁舎は、行政手続の電子化や非対面型サービスの増加などデジタル化等の動向を踏まえ、本市内外の幅広い利用者に対し高度なサービスが提供できるよう、施設や運営のあり方を検討します。
消防施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の災害拠点として、施設の適正な維持管理に取り組みます。
その他行政施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ ステーションビルは、非対面型サービスの増加などのデジタル化等の動向を踏まえ、幅広い利用者に対するサービス向上に向けて施設や運営のあり方を検討します。 ・ 防災倉庫を除く倉庫は、利用実態等を踏まえ、廃止や集約化を図ると共に、他の施設の空きスペースへの移転等を通じて延床面積の適正化を図ります。

(2) 市民文化系施設

① 分類別施設概要

中分類	施設	延床面積	建築年
コミュニティ施設	松山市民活動センター	3,455.15 m ²	1978年
	大岡市民活動センター	1,234.00 m ²	2002年
	唐子市民活動センター	1,341.00 m ²	1991年
	高坂市民活動センター	1,958.76 m ²	1995年
	野本市民活動センター	1,735.03 m ²	1982年
	高坂丘陵市民活動センター	1,605.00 m ²	1992年
	平野市民活動センター	1,759.30 m ²	1994年
	大岡コミュニティセンター	310.00 m ²	1988年
	野本コミュニティセンター	428.96 m ²	2002年
	野田集会所	184.00 m ²	2002年
	中岡集会所	152.00 m ²	1981年
	上唐子集会所	230.00 m ²	1982年
	松風台集会所	67.90 m ²	1992年
文化施設	市民文化センター	5,613.31 m ²	1976年
産業系施設	創業支援センター	292.56 m ²	2010年
図書館	市立図書館	5,205.00 m ²	1989年
	高坂図書館	985.09 m ²	1993年
その他市民文化施設	埋蔵文化財センター	964.38 m ²	1997年
	きらめき市民大学	1,802.62 m ²	1964年

② 施設の現状と課題、取組の方向性

現状と課題	
コミュニティ施設	<p>【役割・配置の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ施設は、地域コミュニティの拠点としての役割を担っているため、地域住民が訪れやすい施設配置とする必要があります。 ・ 高坂市民活動センターを除く市民活動センターは指定緊急避難場所及び指定避難所（以下、「避難所等」という。）及び現地災害対策本部に指定されている施設、コミュニティセンター、集会所は不特定多数の人が利用する施設であるため、高い安全性を確保することが求められます。

現状と課題	
コミュニティ施設	<p>【利用状況・活用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動センター、その他の施設共通で、様々なタイプの貸館が用意されており、機能の重複が見られます。 ・ 市民活動センター、コミュニティセンターの貸館稼働率は、松山市民活動センターや高坂丘陵市民活動センターでは比較的高いですが、稼働率が2割にも満たない貸館スペースもあります。 ・ それぞれの市民活動センターの貸館スペースで機能重複が見られ、稼働率の低さの一因と考えられます。 ・ 貸館スペースについては、サークル活動等で利用されていますが、利用者が固定化している傾向にあります。 <p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動センターは建築後30年を迎える施設が多く、大規模改修等の検討が必要となっています。 ・ コミュニティセンターは他の施設と比べると修繕の優先度は高くない状況にあります。 ・ 集会所は、建築後19年から40年を経過しており、早期に対処が必要な部位から順次修繕を行う必要があります。 ・ コミュニティ施設は避難所等や不特定多数の人が利用する施設であることも踏まえ、利用者の安全を確保するために施設の適正な維持管理に取り組みます。
文化施設	<p>【役割・配置の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化・芸術の拠点となる施設であり、ホールや会議室以外にも多目的室、展示室、スタジオ等の諸室を有しています。 ・ 不特定多数の人が利用する施設であり、高い安全性を確保することが求められます。 <p>【利用状況・活用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設のメインとなるホールは稼働率が5割に満たず、施設全体で稼働率向上の余地があります。 ・ 指定管理者制度を導入し、市民サービスの向上や維持管理費の削減を図っています。 <p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築後40年を経過しており、早期に対処が必要な部位から順次改修を行う必要があります。
産業系施設	<p>【利用状況・活用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症流行の影響等によるテレワークの普及により、コワーキングスペース等利用者増加が想定されます。 <p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築後経過年数が浅く、喫緊で対策を必要とする劣化はありません。

現状と課題

<p>図書館</p>	<p>【役割・配置の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市立図書館は東松山駅周辺の都市機能誘導区域内に位置しており、地域の情報拠点としての役割を担う施設です。 ・ 高坂図書館は高坂駅周辺の都市機能誘導区域内に位置しておらず、今後新たに区域内へ誘導することを目指す施設です。 ・ いずれの施設も避難所等に指定されており、高い安全性を確保することが求められます。 <p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市立図書館は建築後 30 年を経過しており、大規模改修を検討する必要があります。
<p>その他市民文化施設</p>	<p>【役割・配置の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ きらめき市民大学は、市民の生涯学習活動を支援し、個性豊かなまちづくりや地域文化の創造と育成を期する、生涯学習によるまちづくりのシンボルプロジェクトです。 ・ きらめき市民大学は、避難所等にも指定されており、高い安全性を確保することが求められます。 ・ 埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財発掘調査で出土した土器や石器等の遺物を収集、保管、整理し、公開するために開設された施設です。 ・ 埋蔵文化財センターは、不特定多数の人が利用する施設であり、高い安全性を確保することが求められます。 <p>【利用状況・活用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 埋蔵文化財センターは新たな出土品を収蔵するスペースが不足している状況になっています。 <p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ きらめき市民大学は、平成 28 年度（2016 年度）に耐震改修を実施済みですが、建築後 57 年を経過していることもあり、様々な箇所に劣化が確認できます。 ・ 埋蔵文化財センターは、建築後 24 年経過しており、早期に対処が必要な部位から順次修繕を行う必要があります。

取組の方向性	
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の安全を守り、防災上の機能を確実に果たすため、予防保全の観点からの計画的な点検・維持管理等による施設の長寿命化を図るとともに、修繕・改修の際は優先度の高い工事から計画的に実施する等、施設の適正な維持管理に取り組みます。 ・ 地域や利用者の活動拠点として、コミュニティ施設に限らず様々な施設で貸館機能が設けられていますが、稼働率にはばらつきがあります。このような貸館については、利用状況や利用者属性を把握しつつ、より有効に活用できるように取り組みます。 ・ 施設の改修、更新を検討する際には、周辺施設との複合化を検討するとともに、貸館や機能を共用することにより、より多くの市民に利用される施設を目指します。
コミュニティ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市機能誘導区域内の他施設の空きスペースの活用等を通じて多世代が交流できる場を整備し、文化・交流機能の誘導に取り組みます。 ・ 市民活動センター、コミュニティセンター、集会所等の施設の目的や利用実態を整理した上で、機能集約による相乗効果や総量適正化等について検討します。 ・ 住民のニーズやライフスタイルを分析し、また、オンラインでの会議や活動の増加などのデジタル化等の動向を踏まえて、地域コミュニティの維持に寄与する施設や運営のあり方を検討します。
文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修や更新により現在の施設の劣化状況の改善を図る際は、文化・芸術の振興を図る拠点として、利用者の利用方法やニーズを考慮し、より多くの市民に利用される施設のあり方を検討します。
産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の直近の利用方法やニーズを分析し、また、テレワークの普及やオンライン会議の増加などのデジタル化等の動向を踏まえて、施設や運営のあり方を検討します。 ・ 施設の修繕については、マンション管理組合、管理受託会社と協議・連携の上、計画的に取り組みます。 ・ 施設内の設備については、予防保全の観点から計画的に点検・維持管理・修繕を行うことで長寿命化を図ります。
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・ より効率的・効果的な運営ができるよう、市民ニーズに合わせた図書館サービスのあり方を検討します。
その他市民文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋蔵文化財センターは、調査図面等の資料について、デジタル化等を検討し、収蔵スペースの確保に取り組みます。 ・ 埋蔵文化財センターは、施設の更新の際には、収蔵している資料の再整理も考慮し、長期に効率的な管理ができる仕組みを検討します。

(3) 保健・福祉施設

① 分類別施設概要

中分類	施設	延床面積	建築年
高齢者福祉施設	シルバー人材センター	857.61 m ²	2001年
	市民健康増進センター	922.95 m ²	1999年
	総合福祉エリア	7,207.31 m ²	2000年
	住まいづくり体験館	205.95 m ²	2001年
	市民福祉センター	1,898.13 m ²	1979年
	老人福祉センターすわやま荘	529.04 m ²	1982年
障害者福祉施設	障害者生活支援センター	189.63 m ²	1999年
	障害者就労支援センターザック	432.00 m ²	2003年
保健施設	保健センター	2,359.47 m ²	1984年

② 施設の現状と課題、取組の方向性

現状と課題	
高齢者福祉施設	<p>【役割・配置の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民福祉センターは東松山駅周辺の都市誘導区域内に位置しており、今後も高齢者の健康づくりの拠点として維持していく必要があります。 高齢者福祉施設は高齢者の健康づくりの拠点施設として都市機能誘導区域内へ誘導する方向性ですが、高坂駅周辺の誘導区域には立地されていません。 高齢者が利用する施設であることや避難所等に指定されている施設のため、高い安全性の確保やバリアフリー等の配慮が求められます。 <p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センター、市民健康増進センター、総合福祉エリア、住まいづくり体験館は、建築後 20 年から 22 年の施設ですが、一部に劣化が確認されます。 市民福祉センターは、平成 24 年（2012 年）に大規模改修を実施していますが、建築後 42 年が経過しており、一部に老朽化が確認されます。 老人福祉センターすわやま荘は、建築後 39 年が経過しており、一部に早期に対処が必要な劣化が確認されます。
障害者福祉施設	<p>【役割・配置の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> いずれの施設も障害者が利用する施設であり、高い安全性の確保や、バリアフリー等の配慮が求められます。 障害者生活支援センターは、障害者の生活を支援する中核の役割を果たしています。 障害者就労支援センターザックは、障害者の就労を支援する中核の役割を果たしています。

現状と課題	
障害者福祉施設	<p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者生活支援センター、障害者就労支援センターザックはそれぞれ建築後 22 年、18 年の施設であり、一部に劣化が確認されます。
保健施設	<p>【役割・配置の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健センターは東松山駅周辺の都市機能誘導区域内に位置しており、今後も市民の健康増進を図る拠点として維持していく必要があります。 ・ 指定緊急避難場所に指定されている施設であるため、高い安全性を確保することが求められます。 ・ 施設内には、子育て相談等に対応する子育て世代包括支援センターが設置されています。また、施設の一部を医師会、歯科医師会、薬剤師会、准看護学校に貸し出しています。 <p>【利用状況・活用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竣工時と比べて、求められている機能や実施している事業が変化しており、それに合わせた部屋の配置等が求められます。 <p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築後 37 年が経過し、また、平成 10 年（1998 年）に実施した大規模改修から 23 年経過していることから、今後大規模改修を検討する必要があります。
取組の方向性	
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の安全を守り、防災上の機能を確実に果たすため、予防保全の観点からの計画的な点検・維持管理等による施設の長寿命化を図るとともに、修繕・改修の際は優先度の高い工事から計画的に実施する等、施設の適正な維持管理に取り組みます。
高齢者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民福祉センターは、高齢者の健康づくりの拠点施設となるよう、関係する施設の集積状況等を鑑みつつ、複合化等も含めて施設のあり方を検討し、市民サービスや維持管理の向上を図ります。 ・ 高坂駅周辺の都市機能誘導区域については、区域内の他施設の空きスペースの活用等、高齢者の健康づくり機能の誘導を推進します。 ・ 老人福祉センターすわやま荘については、施設の役割、必要な機能や利用状況を考慮し、他施設の集約化を含め施設のあり方を検討します。
障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の役割、必要な機能や利用状況、オンラインでの相談対応などのデジタル化等の動向を踏まえて、施設のあり方や運営方法を検討します。
保健施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内外の幅広い利用者に対し高度なサービスが提供できるよう、利用状況やニーズ、オンラインでの講座開催や相談対応などのデジタル化等の動向も踏まえて、施設のあり方や運営方法を検討します。

(4) 子育て支援施設

① 分類別施設概要

中分類	施設	延床面積	建築年
保育園	まつやま保育園	918.00 m ²	1999 年
	わかまつ保育園	935.00 m ²	2001 年
	たかさか保育園	796.00 m ²	1996 年
	からこ保育園	782.00 m ²	1997 年
	いちのかわ保育園	472.00 m ²	2002 年
幼児・児童施設	子育て支援センターソーレ	798.51 m ²	2005 年
	子育て支援センターマーレ	429.33 m ²	2015 年
	きらめきクラブまつに	153.00 m ²	2001 年
	きらめきクラブからこ	148.00 m ²	2001 年
	きらめきクラブいちのかわ	156.00 m ²	2003 年
	きらめきクラブたかさか	206.00 m ²	2004 年
	きらめきクラブしんめい	280.00 m ²	2008 年

② 施設の現状と課題、取組の方向性

現状と課題	
保育園	<p>【役割・配置の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に共働き世代が増加傾向にある中、保育園は子育て世代にとって重要な施設です。 ・ いずれの保育園も乳幼児が多数利用する施設であり、高い安全性を確保することが求められます。 <p>【利用状況・活用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いずれの保育園も空きは少なく、多くの市民に利用されています。 ・ 5園のうち、まつやま保育園以外の4園は指定管理者制度を導入し、保育サービスの充実や維持管理費の削減を図っています。 <p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築後19年から25年が経過しており、建物、設備の改修を検討する必要があります。

現状と課題	
幼児・児童施設	<p>【役割・配置の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援センターは、0歳から3歳までの乳幼児及びその保護者のための遊び、親子の交流、情報交換の場として設置されています。 ・ 子育て支援センターソーレは東松山駅周辺、子育て支援センターマーレは高坂駅周辺の都市誘導区域内にそれぞれ位置しており、今後も子育て支援の拠点として維持していく必要があります。 ・ 子育て支援センターソーレ、子育て支援センターマーレは避難所等に指定されている施設であるため、高い安全性を確保することが求められます。 ・ きらめきクラブは、保護者が就労・病気・介護等のために放課後、家庭において保育できない児童を預かる施設であり、高い安全性を確保することが求められます。 <p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いずれの施設も著しい劣化は確認できません。
取組の方向性	
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「安心して楽しい子育て環境づくり」が重要テーマの一つであるため、子育て支援施設の内容の充実と市民の利用拡大を目指していきます。 ・ 利用者の安全を守り、防災上の機能を確実に果たすため、予防保全の観点からの計画的な点検・維持管理等による施設の長寿命化を図るとともに、修繕・改修の際は優先度の高い工事から計画的に実施する等、施設の適正な維持管理に取り組みます。
保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の施設を基本的に維持するとともに、多様化するニーズに対応するため、私立保育園や幼稚園と連動しながら子育て世代が生活しやすい環境整備に向けた運営のあり方を検討します。 ・ 修繕工事の際は、乳幼児から未就学児までが利用する施設であることも踏まえた衛生対策や安全対策等に留意します。
幼児・児童施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援センターソーレ、子育て支援センターマーレは、相談や助言等、子育て支援の拠点施設としての運営のあり方を検討します。

(5) 学校教育系施設

① 分類別施設概要

中分類	施設	延床面積	建築年
学校	松山第一小学校	6,219.00 m ²	1989 年
	松山第二小学校	6,596.00 m ²	1987 年
	新明小学校	8,513.00 m ²	2006 年
	大岡小学校	4,038.00 m ²	1978 年
	唐子小学校	5,532.00 m ²	1977 年
	高坂小学校	8,712.00 m ²	2010 年
	野本小学校	5,178.00 m ²	1968 年
	市の川小学校	6,387.00 m ²	1975 年
	青鳥小学校	6,682.00 m ²	1981 年
	新宿小学校	6,166.00 m ²	1982 年
	桜山小学校	5,930.00 m ²	1983 年
	松山中学校	8,872.00 m ²	1971 年
	南中学校	9,965.00 m ²	2001 年
	東中学校	9,236.00 m ²	1978 年
	北中学校	8,528.00 m ²	1982 年
白山中学校	7,551.00 m ²	1984 年	
その他教育施設	学校給食センター	1,934.00 m ²	1996 年
	総合教育センター	416.00 m ²	1970 年

② 施設の現状と課題、取組の方向性

現状と課題	
学校	<p>【役割・配置の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在市立の小学校 11 校、中学校 5 校の計 16 校があります。 ・ 全ての小中学校は、災害時の避難所等に指定されており、高い安全性を確保することが求められています。 <p>【児童生徒数の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の児童生徒数は、なだらかな減少が続き、少子化が進むことが見込まれています。 ・ 今後、児童生徒数の減少に応じて、各校の学級数の減少も見込まれるため、「第 2 期 東松山市教育振興基本計画」に掲げた「東松山市の目指す教育の姿」の実現にとって課題となる懸念が生じています。

現状と課題	
学校	<p>【利用状況・活用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の校庭や体育館の貸し出し、きらめきクラブの併設等、学校の多様な利活用に向けた取組を展開していますが、更なる利活用の余地があります。 <p>【老朽化の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校は公共施設に占める延床面積の割合が大きいため、維持管理費や大規模改修、更新にかかる費用が大きくなるが見込まれます。 ・小中学校の建物は、建築後 30 年以上経過している校舎や屋内運動場（体育館）等が大半を占めており、大規模改修や長寿命化改修を検討する必要があります。 ・小中学校には、複数の建物が存在し、建築年度も多年度にわたっていますが、それぞれの劣化状況に応じた計画的な施設の老朽化対策が求められます。 ・これまでに耐震化や普通教室へのエアコンの設置等、安心で快適な学習環境づくりを進めてきましたが、施設や設備の老朽化が進んでおり、適切な維持修繕が必要になります。 ・平成 31 年（2019 年）2 月に「東松山市学校施設長寿命化計画」を策定し、施設の改修及び維持管理にかかる財政負担の縮減と平準化を図りつつ、施設の老朽化対策と教育環境の向上に向けた取組を進めています。
その他教育施設	<p>【役割・配置の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合教育センターは不特定多数の人が利用する施設であるため、高い安全性を確保することが求められます。 <p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食センターは、建築後 25 年が経過しており、施設や設備を維持するための継続的な補修が今後も必要になります。 ・総合教育センターは、平成 15 年（2003 年）に大規模改修を実施しており、その際に耐震化も実施しています。大規模改修時点から 18 年経過しており、継続的な補修が今後も必要になります。

取組の方向性	
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の安全を守り、防災上の機能を確実に果たすため、予防保全の観点からの計画的な点検・維持管理等による施設の長寿命化を図るとともに、修繕・改修の際は優先度の高い工事から計画的に実施する等、施設の適正な維持管理に取り組みます。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 31 年（2019 年）2 月に策定した「東松山市学校施設長寿命化計画」に基づき、建築年数等を踏まえた上で、計画的な予防保全による大規模改修、長寿命化や光熱水費等の維持管理費用の低減を図るとともに、児童生徒の安全・安心かつ機能的な学習環境を確保します。 ・ 小中学校施設の非構造部材の耐震化を進め、安全性を確保します。 ・ 建築当時と比較し、年少人口が減少していることや地域の状況を踏まえた上で、令和 3 年（2021 年）2 月に策定した「東松山市立小・中学校適正規模に関する基本的な方針」に基づき、全市的に学校規模の適正化と将来における適正配置の検討を行います。 ・ 児童生徒の安全性や利便性を十分に確保した上で、各施設の優先度が高い部分を改修していくとともに、他の用途への転用等も含めた施設の有効な活用方法を検討します。 ・ 学校教育上の適正な規模・配置を考慮しつつ、児童生徒にとって良好で安全な教育環境を提供できるよう、電子黒板やタブレットの普及やオンラインでの授業実施などのデジタル化等の動向も踏まえて、施設の運営方法を検討します。
その他教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食センターは、衛生管理の徹底、調理環境の整備のため、計画的に修繕及び設備の更新を進めます。 ・ 総合教育センターは、計画的な修繕を実施するとともに、大規模改修の実施に際しては、教育相談等の利用者ニーズの動向を踏まえ、より適正な規模への見直しを図る必要があります。

(6) スポーツ・観光系施設

① 分類別施設概要

中分類	施設	延床面積	建築年
スポーツ施設	東松山サッカー場（更衣室兼トイレ等）	190.00 m ²	1990年
	東松山野球場（更衣室、トイレ等）	210.00 m ²	1984年
	東松山中原球場（ダッグアウト）	21.00 m ²	1991年
	駒形公園ソフトボール場（トイレ）	51.11 m ²	2007年
	東松山陸上競技場（本部棟、器具庫等）	456.25 m ²	1998年
	正代運動場（トイレ、休憩所）	47.00 m ²	1994年
	野本運動場（トイレ、休憩所）	37.68 m ²	1995年
	東松山武道場	242.00 m ²	1955年
	東松山弓道場	102.60 m ²	1997年
	東松山市民体育館	2,876.00 m ²	1998年
	唐子地区体育館	1,091.52 m ²	1994年
	北地区体育館	1,717.00 m ²	1995年
	南地区体育館	1,971.00 m ²	1999年
	ウォーキングセンター	542.50 m ²	1995年
	観光施設	東松山庭球場（管理棟）	297.00 m ²
東松山庭球場中原コート（倉庫）		23.00 m ²	1989年
化石と自然の体験館		249.19 m ²	2016年
	農林公園	2,491.64 m ²	1999年
	くらかけ清流の郷（トイレ、休憩所）	70.31 m ²	1995年

② 施設の現状と課題、取組の方向性

現状と課題	
スポーツ施設	<p>【役割・配置の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いずれの施設も不特定多数の人が利用する施設であるため、高い安全性を確保することが求められますが、特に東松山市民体育館、唐子地区体育館、北地区体育館は避難所等に指定されている施設でもあるため、より高い安全性を確保することが求められます。 <p>【利用状況・活用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東松山武道場、東松山市民体育館の会議室は、メインとなるアリーナ等と比べて稼働率が低く、必要性や利用方法について検討する必要があります。 ・ ウォーキングセンターを除くすべての施設で指定管理者制度を導入し、市民サービスの向上や維持管理費の削減を図っています。

現状と課題	
スポーツ施設	<p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東松山武道場は建築後 66 年が経過しており、施設の更新等を検討する必要があります。 ・ 体育館は建築後 22 年から 27 年が経過しており、大規模改修等の検討が必要となります。
観光施設	<p>【役割・配置の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 化石と自然の体験館、農林公園は、不特定多数の人が利用する施設であるため、高い安全性を確保することが求められます。 <p>【利用状況・活用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 化石と自然の体験館や農林公園では、指定管理者制度を導入し、市民サービスの向上や維持管理費の削減を図っています。 <p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 化石と自然の体験館は、建築後 5 年の施設ですが、建物の屋根・屋上等劣化が認められる部位が確認できます。 ・ 農林公園は、建築後経過年数が浅い建物が多いですが、一部建物では設備の改修を検討する必要があります。
取組の方向性	
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の安全を守り、防災上の機能を確実に果たすため、予防保全の観点からの計画的な点検・維持管理等による施設の長寿命化を図るとともに、修繕・改修の際は優先度の高い工事から計画的に実施する等、施設の適正な維持管理に取り組みます。
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニュースポーツ²¹の普及等により多様化する利用者のニーズや直近の利用方法を分析し、非対面型の利用受付やオンライン講座の実施などのデジタル化等の動向も踏まえて、施設の有効活用や運営方法を検討します。 ・ 地域の体育館は、施設の更新の際、役割・配置の状況、利用状況・活用状況、社会情勢を踏まえ、施設の必要性や利便性を検証するとともに、複合化・多機能化による施設規模の適正化を検討し、複合化が難しい施設については、必要最小限の規模での更新を検討し施設の総量適正化を図ります。 ・ 東松山武道場は、必要な機能や利用者の状況を考慮し、他の施設との共用化を含め、施設のあり方を検討します。
観光施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化石と自然の体験館、農林公園は、指定管理者による運営状況や利用者のニーズを把握し、さらなる市民サービスの向上や維持管理の効率化に取り組みます。 ・ くらかけ清流の郷は、点検等の結果を踏まえ、施設の適正な維持管理に取り組みます。

²¹子供から高齢者まで、誰もが気軽に楽しむことができるスポーツのこと

(7) 公園系施設

① 分類別施設概要

中分類	施設	延床面積	建築年
公園施設	松風公園 (トイレ、東屋)	33.00 m ²	1994 年
	折本山公園 (トイレ、東屋)	39.00 m ²	2009 年
	前山公園 (トイレ)	10.00 m ²	1976 年
	材木町第一公園 (トイレ)	5.00 m ²	2004 年
	新宿町児童公園 (トイレ)	7.00 m ²	1996 年
	山崎町児童公園 (トイレ)	14.00 m ²	1997 年
	箭弓町第一公園 (トイレ)	19.00 m ²	1980 年
	稲荷林公園 (トイレ)	31.00 m ²	1989 年
	中通公園 (トイレ)	31.00 m ²	1989 年
	西久保公園 (トイレ)	19.00 m ²	1989 年
	大門公園 (トイレ)	18.00 m ²	1989 年
	上後原公園 (トイレ)	19.00 m ²	1989 年
	前通公園 (トイレ)	18.00 m ²	1992 年
	新郷公園 (トイレ)	15.00 m ²	1977 年
	五領町近隣公園 (トイレ)	23.00 m ²	1994 年
	高坂丘陵二号公園 (トイレ、倉庫)	36.00 m ²	1994 年
	五領沼公園 (トイレ、東屋等)	118.00 m ²	1994 年
	駒形公園 (トイレ)	51.00 m ²	2008 年
	物見山公園 (トイレ、東屋)	155.00 m ²	1965 年
	岩鼻運動公園 (トイレ、東屋等)	96.00 m ²	1978 年
	下沼公園 (トイレ、東屋)	36.00 m ²	1981 年
	上沼公園 (トイレ、東屋)	53.00 m ²	1994 年
	あんず公園 (トイレ)	1.00 m ²	1994 年
	かきの木公園 (トイレ)	23.00 m ²	1994 年
	ゆすらうめ公園 (トイレ)	1.00 m ²	1994 年
	くりの実公園 (トイレ、東屋)	8.00 m ²	1994 年
	諏訪公園 (トイレ)	1.00 m ²	1994 年
	なつめ公園 (トイレ)	1.00 m ²	1994 年
	やまもも公園 (トイレ)	1.00 m ²	1994 年
	殿山南公園 (トイレ、東屋)	33.00 m ²	1988 年
	沢口北公園 (トイレ、東屋)	32.00 m ²	1998 年
	沢口南公園 (トイレ、東屋)	38.00 m ²	1997 年
	東松山ぼたん園 (トイレ、東屋)	118.00 m ²	1991 年
	松本町一丁目緑地 (倉庫)	4.00 m ²	2011 年
唐子中央公園 (トイレ)	16.00 m ²	1998 年	
松風公園 (東屋)	10.00 m ²	1994 年	

中分類	施設	延床面積	建築年
公園施設	ちご沢の森（東屋）	27.00 m ²	1994 年
	市民の森（トイレ、東屋）	28.00 m ²	1991 年
	砂田第 2 公園（トイレ、東屋）	14.00 m ²	2002 年
	市野川近隣公園（トイレ）	10.00 m ²	2011 年
	柏崎緑地（東屋）	7.00 m ²	1990 年
	折本山緑地（東屋）	5.00 m ²	1990 年
	本町広場（東屋）	9.00 m ²	2004 年
	ばんどう山第 1 公園（トイレ）	9.00 m ²	2014 年
	ばんどう山第 2 公園（トイレ）	13.00 m ²	2014 年
	どんぐりやま公園（東屋）	9.00 m ²	2014 年
	殿山北公園（トイレ）	8.00 m ²	2015 年
	高三中央公園（東屋）	12.00 m ²	2015 年
	仲田町第 1 公園（東屋）	9.00 m ²	2016 年
	仲田町第 2 公園（東屋）	9.00 m ²	2016 年
	天王町公園（東屋）	10.00 m ²	2017 年
	さくら坂公園（トイレ、東屋等）	56.00 m ²	2018 年
	川風公園（トイレ）	19.00 m ²	2011 年
	高一公園（東屋）	9.00 m ²	2019 年
	やつるぎ公園（東屋）	16.00 m ²	2019 年
	箭弓町広場太陽光発電付屋根	194.08 m ²	2014 年
その他施設	高坂駅西口公衆便所	37.00 m ²	1986 年
	箭弓神社境内公衆便所	23.00 m ²	1974 年
	東松山駅西口公衆便所	32.00 m ²	2002 年
	松葉ミニ公園公衆便所	53.00 m ²	1999 年

② 施設の現状と課題、取組の方向性

現状と課題	
公園施設	<p>【役割・配置の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園施設については、公共建築物のない公園施設は除き、主にトイレや東屋が対象であり、総延床面積は 1,606 m²となっています。 <p>【利用状況・活用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「東松山市都市公園条例」で示されるバリアフリー基準に適合していない施設が一部存在しています。 指定管理者制度を導入し、効率的な維持管理を行っています。 <p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園施設内にあるトイレや東屋は 1980 年代から 1990 年代に整備されたものが多く、個々の施設の劣化状況に応じて改修を行っていく必要があります。
その他施設	<p>【役割・配置の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> その他施設については、公園施設以外に設置している公衆便所が対象となっています。 <p>【利用状況・活用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 清掃業務にあわせて点検も行うことにより適正な維持管理を行っています。
取組の方向性	
共通	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な点検等により、施設の損傷や設備の異常等の早期発見に努めます。 利用者の安全を守り、予防保全の観点からの計画的な点検・維持管理等による施設の長寿命化を図るとともに、修繕・改修の際は優先度の高い工事から計画的に実施する等、施設の適正な維持管理に取り組みます。
公園施設	<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心に利用できる公園施設を確保するため、「東松山市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕・更新を行います。
その他施設	<ul style="list-style-type: none"> 点検等の結果を踏まえ、施設の適正な維持管理に取り組みます。

(8) 廃棄物処理施設

① 分類別施設概要

中分類	施設	延床面積	建築年
廃棄物処理施設	クリーンセンター	3,740.00 m ²	1977 年
	西本宿不燃物等埋立地	409.00 m ²	1995 年
	環境センター	4,806.00 m ²	1979 年

② 施設の現状と課題、取組の方向性

現状と課題	
廃棄物処理施設	<p>【利用状況・活用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ排出量は平成 28 年度（2016 年度）から増加傾向にありますが、将来的な人口の減少に伴い、緩やかに減少していくことが予測されます。 ・ 浄化槽汚泥等の処理量は、平成 30 年度（2018 年度）から増加傾向にありますが、将来的な人口減少に伴い緩やかに減少していくことが予測されます。 <p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クリーンセンターは建築後 40 年を超過しており、一般的な廃棄物処理施設の更新年数を超え、県内でも老朽化が著しい施設となっています。 ・ クリーンセンターは、ごみ処理の広域化を進めていましたが事業化に至らなかったため、代替施設整備の方向性を定めることが課題となっております。 ・ 西本宿不燃物等埋立地、環境センターは、それぞれ建築後 26 年、43 年を経過しているため、大規模改修の実施、修繕の必要箇所やそれにかかる費用の増加が予想されます。
取組の方向性	
廃棄物処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代わりの施設整備について、単独配置、広域配置の方向性及び整備手法を検討します。 ・ 新施設整備までの間は老朽化した現行施設の使用を継続する必要があるため、施設の長寿命化を目的として、適正な施設の維持管理、長寿命化、改修に取り組みます。 ・ 西本宿不燃物等埋立地の浸出水処理施設については、「東松山市西本宿不燃物等埋立地浸出水処理施設中長期修繕計画書」に基づき、計画的な修繕・更新を行います。また、西本宿不燃物等埋立地の減容処理施設についても適正な運転管理のほか、計画的な設備点検及び修繕を行います。 ・ 環境センターは耐震診断の実施を検討するとともに、将来的な人口動向等を見据え、適切な施設規模のあり方を検討します。

(9) 住宅施設

① 分類別施設概要

中分類	施設	延床面積	建築年
市営住宅	松本町住宅	1,720.73 m ²	1980年
	若松町住宅	4,613.29 m ²	1984年
	諏訪下住宅	6,969.26 m ²	1992年
	向台住宅	11,112.03 m ²	1997年

② 施設の現状と課題、取組の方向性

現状と課題	
市営住宅	<p>【利用状況・活用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化の進行に伴い、小家族世帯の占める割合が高くなるとともに単身者用住戸の需要が増加することが想定されます。 ・ 入居世帯における高齢者世帯数は、全体の 62.5% を占めており、高齢者世帯等の自立した生活を支援するためにバリアフリー対応への検討が必要となります。 <p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 松本町住宅、若松町住宅は耐用年限（70年）の約 1/2 が経過しており、将来需要の見通しや財政状況を踏まえて、計画的な修繕の実施等の検討が必要となります。 ・ 浴室や給湯設備等については、今後の建物使用年数、コスト等を踏まえて、改修の検討が必要となります。
取組の方向性	
市営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低額所得者をはじめ、高齢者、障害者、子育て世帯等を対象とした住宅供給を図るとともに、いつでも安心して居住の安定を確保できる住宅セーフティネットの充実を図ります。 ・ 高齢者、障害者、子育て世帯等誰もが安心して安全に暮らせるようにバリアフリー化や防災、防犯等の改善を行い、快適な居住環境の改善を図ります。 ・ 住宅の老朽化に対応して日常点検、修繕、改善等を計画的に実施し、適切な維持・管理を行いライフサイクルコストの縮減、居住水準及び居住環境の向上を図ります。

(10) 病院施設

① 分類別施設概要

中分類	施設	延床面積	建築年
病院施設	市民病院	14,035.84 m ²	1987年
	市民病院（旧看護師宿舎）	583.05 m ²	1987年

② 施設の現状と課題、取組の方向性

現状と課題	
病院施設	<p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民病院は建築後 34 年を経過しており、大規模改修の実施、修繕の必要箇所やそれにかかる費用の増加が予想されます。 病院は運営の休止ができないため、病院の機能を停止させずに施設・設備の維持管理に取り組む必要があります。 市民の生命・健康を守る施設であるため、施設・設備の不具合は早急に対処する必要があります。
取組の方向性	
病院施設	<ul style="list-style-type: none"> 病院の機能を停止させず、施設機能の充実と患者満足度の向上を図るため、優先度の高い修繕工事から計画的に実施する等、施設の適正な維持管理に取り組めます。 「東松山市立市民病院施設維持管理計画」に基づき、引き続き、診療科目や病床の増加等、市民ニーズを踏まえた施設・設備や機能の拡充によるさらなる経営健全化に取り組む、病院施設を長寿命化するための施設・設備の維持管理に必要な予算の確保を図ります。

(11) 道路・橋梁

① 分類別施設概要

中分類	施設	延長	建設年
道路	道路	965,477m	—
橋梁	橋梁	4,781m	—

② 施設の現状と課題、取組の方向性

現状と課題	
道路	<p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路の舗装や道路照明灯では、一部早期に措置を講ずべき段階のものがあります。 道路照明灯は、平成 30 年度（2018 年度）に灯具を概ね LED に更新したものの、支柱は設置当時のものが多く、経年による劣化・損傷が進行している状況です。 横断歩道橋については、機能に支障が生じることが懸念される劣化はありません。
橋梁	<p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1970 年代から 1980 年代に集中して整備されているため、30 年後には、耐用年数の 60 年を超える橋梁が全体の 70.8%（3,383m）となり、老朽化した橋梁の増加が見込まれます。
取組の方向性	
共通	<ul style="list-style-type: none"> 道路・橋梁とも、日常的なパトロールや市民からの通報等により、道路及び橋梁の損傷や異常等を早期に発見し、適正な維持管理を推進します。 定期的な点検については、図面や点検結果の一元的な管理等、システム化を図ることにより、より効果的・効率的な維持管理に取り組みます。
道路	<ul style="list-style-type: none"> 道路・道路附属物は、既存の交通網の機能をより効果的、効率的に維持するため、各種修繕計画に基づき、舗装等の劣化状況を定期的に調査・点検を行い計画的な維持管理・修繕を実施します。 道路照明灯については、引き続き LED 化を進めます。
橋梁	<ul style="list-style-type: none"> 今後の人口動態や利用状況、劣化状況等を踏まえ、関越自動車道をはじめ、市内の橋梁の集約化を検討します。 橋梁は、長寿命化を図るため定期的かつ継続的に点検を行い、「東松山市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全的な維持管理を実施します。 緊急輸送道路に架かる橋梁、鉄道に架かる跨線橋、関越自動車道に架かる跨道橋を最優先に、計画的な橋梁の耐震補強工事を実施します。

(12) 上水道施設

① 分類別施設概要

中分類	施設	延床面積	建築年
上水道施設（建築物）	第一浄水場	387.35 m ²	1964 年
	第二浄水場	1,500.09 m ²	1973 年
	高本山配水場	63.90 m ²	1966 年
	高坂高区配水場	427.65 m ²	1980 年
	高坂丘陵配水場	55.40 m ²	1983 年
	水穴配水場	427.65 m ²	1998 年
	五領調整場	248.40 m ²	1979 年
	葛袋調整場	98.00 m ²	1989 年
	石橋調整場	40.30 m ²	1988 年
	腰塚配水場	16.10 m ²	1979 年
中分類	施設	延長	建設年
上水道管	導水管	1,876m	—
	送水管	1,325m	—
	配水管	348,283m	—
	給水管	—	—

② 施設の現状と課題、取組の方向性

現状と課題	
共通	<p>【利用状況・活用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、人口減少が見込まれていることに伴い、水需要（年間有収水量）も減少することが予想されます。
上水道施設（建築物）	<p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いずれの施設も構造に関わるような損傷は確認できませんが、耐用年数を超えている施設もあるため、今後損傷が発生する可能性が見込まれます。 ・ 施設の耐震性を確保するため、耐震診断の実施を検討します。
上水道管	<p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐用年数の 40 年を超える上水道管について、20 年後には全体の 64.3% (約 226 km) となり、老朽化した上水道管の増加が見込まれます。
取組の方向性	
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度（2018 年度）に改訂した「東松山市水道事業アセットマネジメント」に基づいた維持管理を行い、市民生活や産業活動の基盤である水道水を将来にわたり安定的に提供するため、計画的な施設の更新や耐震対策を推進します。
上水道施設（建築物）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的な点検により損傷や異常等を早期に発見し、適正な維持管理を推進します。 ・ 耐震性を確保するため、耐震診断の実施を検討するとともに、「東松山市水道事業アセットマネジメント」に基づき適切な維持管理に努めます。
上水道管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道水の安定的な供給に加え、震災時にも供給可能とするため、老朽化した上水道管は管路更新計画に基づき計画的に更新を行います。

(13) 下水道施設

① 分類別施設概要

中分類	施設	延床面積	建築年
下水道施設（建築物）	市野川浄化センター	8,444.64 m ²	1973 年
	高坂浄化センター	6,181.19 m ²	1980 年
	市野川雨水ポンプ場	836.75 m ²	1994 年
	新江川第一下水中継ポンプ場	489.27 m ²	1985 年
中分類	施設	延長	建設年
下水道管	管渠	285,158m	—

② 施設の現状と課題、取組の方向性

現状と課題	
共通	<p>【利用状況・活用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道事業の健全経営を推進するために、公営企業会計に移行しました。
下水道施設（建築物）	<p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市野川浄化センター、高坂浄化センターは、建築後 40 年を経過している建物があり、修繕や大規模改修、それに伴う費用の増加が予想されます。
下水道管	<p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1970 年代後半から 1980 年代に集中して整備されているため、20 年後には、耐用年数の 50 年を超える管が全体の 60.3%（約 172 km）となり、老朽化した下水道管の増加が見込まれます。
取組の方向性	
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来的な人口動向等を見据え、下水道全体計画を見直す等、適切な下水道施設のあり方を検討します。 ・ 「東松山市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、施設、管渠の改築更新及び適切な維持管理に努めます。

(14) 河川

① 分類別施設概要

中分類	施設	延長	建設年
河川	準用河川、樋管	7,992m	—
水路	排水路	—	—
池沼	ため池、調整池	—	—

② 施設の現状と課題、取組の方向性

現状と課題	
準用河川	<p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 準用河川は、整備後 35 年以上経過するものがあり、修繕の必要箇所やそれにかかる費用の増加が予想されます。
排水路	<p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排水路は、整備後 50 年以上経過するものがあり、修繕の必要箇所やそれにかかる費用の増加が予想されます。
ため池、調整池	<p>【利用状況・活用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用水として利用されなくなったため池が本市に移管されるため、維持管理する件数が増加しています。 <p>【劣化状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ため池は、整備後 50 年以上経過するものが多く修繕の必要箇所やそれにかかる費用の増加が予想されます。
取組の方向性	
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害等のリスクに可能な限り対応し、市民の安全を守るため、「東松山市河川修繕計画」に基づき、優先度の高い修繕工事から計画的に実施する等、施設の適正な維持管理に取り組みます。

第7章 計画推進に向けた取組

本章では、公共施設等の管理に関する基本的な考え方の実現に向け、本計画策定以後の具体的な取組について示します。

(1) 安全・安心な公共施設等の実現

市民サービスを提供する公共施設は、誰もが安全に安心して利用できるものでなくてはなりません。そのためには、施設の適正な維持管理だけでなく、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化への対応を進めることにより、広く市民にとって使いやすい公共施設となるよう整備する必要があります。

さらに、公共施設は地域の安全・安心に寄与する役割も担っているため、避難所や防災拠点としての機能も備えることで、災害時に効果的に役割を果たせるようにする必要があります。

厳しい財政状況の下で、安全・安心な公共施設等を実現するため、公共施設の効果的な維持管理に向けて施設データの一元化と全庁的な取組体制を構築していくとともに、災害時の役割についても明確化していきます。

(2) 全庁的な取組体制の確立

総合管理計画の対象は本市が保有する全ての公共建築物、都市基盤施設であることから、公共施設等マネジメントは、職員一人ひとりが、その意義や必要性を理解した上で、施設の管理運営を担う各所管課や政策財政部門が連携する等、全庁的な体制で取組を推進する必要があります。

公共施設等の更新や統廃合などの検討や対応が必要な場合は、庁内横断的な調整を実施し、政策形成プロセスや庁議（政策会議、政策調整会議等）の中で議論します。議論は、公共施設等のマネジメントを担う部署が中心的な存在となって進めていきます。

また、その対応が市民生活に大きな影響を及ぼすことが想定される場合は、議会での議論はもとより、地域住民や施設利用者への十分な情報提供や具体案に対する意見交換等を行いながら、地域住民との合意形成、利用者の利便性の確保、財政的負担の3つの要素を総合的に勘案して適切に進めていきます。

(3) 市民意向の反映

総合管理計画に基づく取組については、特に公共施設等の更新や統廃合など大きな支出を伴う取組において、市民の理解が必要となります。このため、今後の財政見通しや施設の現状等、取組の背景について認識を共有するとともに、これまで以上に市民に対し、情報提供や公共施設等マネジメントの重要性について普及啓発を行うよう努めます。

公共施設等の更新や統廃合などを検討するには、その施設の必要性について検討し、施設を存続させる場合は、その施設が地域住民をはじめとする市民全体の需要に即したものとなるよう、既存施設の利用者の意見だけでなく、潜在的なニーズの把握にも努める必要があります。

このため、市民の需要や意向を把握するとともに、人口等の統計データを活用して将来の需要動向の予測を行う等、各地域の施設需要を中長期的な視点から見極めながら、適正な施設配置を検討していきます。

(4) 公共施設の総量適正化

本市の公共施設が担う機能の大部分は、市民サービスのために必要な機能です。一方で、本市が所有する公共施設の総量は他自治体と比較しても過大なものとなっており、このままでは将来的に適正な施設の維持管理が困難な状況になります。

このような背景を踏まえ、必要な機能や市民サービスを担うことができる公共施設等のあり方を検討し、公共施設の総量適正化を進めていきます。

総量適正化の一つの手法として、施設の統廃合などによる再編が想定されますが、ただ公共施設の総量を「縮減」させるのではなく、サービスを可能な限り維持させながら総量適正化を行う「縮充」の方策を検討していきます。

併せて、公共施設を可能な限り有効に利用していくため、諸室のタイムシェアや複合化の推進等の取組を検討するとともに、これらを全庁横断的に検討していく仕組みを構築していきます。

(5) 地域拠点のあり方の検討

市民活動センター等の施設は、本市の重要施策を体現・発信する拠点であるほか、住民同士の交流や共助の場としての役割を担っており、公共施設が地域の拠点として地域住民の誰もが訪れやすい配置や地域住民の利用ニーズに沿った施設を目指すことが重要であると考えています。

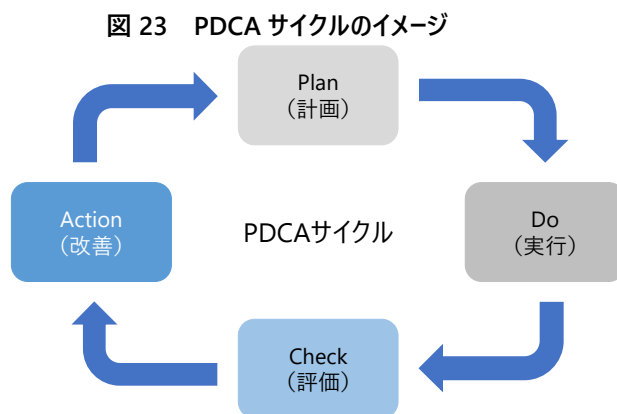
施設の配置については、市街地では立地適正化計画に従い集約的都市構造を目指すとともに、郊外部においては今後の人口動向を見据えながら施設の配置と規模の適正化が求められます。

そのため、公共施設の改修や更新に合わせて、いかに地域拠点を効率的に形成していくかを検討していきます。

(6) PDCA サイクルによる進捗管理

本計画に示す公共施設等マネジメントの基本的な方針を踏まえ、公共施設等の量の適正化や有効活用に向けた取組を着実に推進するため、本計画及び個別施設計画の内容に基づき、全庁的な体制で具体的な取組を検討・推進することに加え、維持管理・修繕等を通じて得た施設情報を全庁的な体制で一元管理・検証する PDCA サイクルによる進捗管理を実施します。

また、本計画や個別施設計画の内容については進捗状況や社会状況の変化に鑑み随時改善に取り組みます。





東松山市公共施設等総合管理計画

平成28年(2016年)12月 発行
(令和4年(2022年)3月改訂)

〒355-8601 埼玉県東松山市松葉町1-1-58
TEL 0493-23-2221 (代表)
URL <http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/>